

令和5年度 第1回北海道地方最低賃金審議会 配布資料一覧

(令和5年6月15日)

資料	1	北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)	…	1
資料	2	令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	…	3
資料	3	北海道最低賃金の改正決定について(答申)	…	7
資料	4	令和3年度・令和4年度の北海道地方最低賃金審議会開催状況	…	13
資料	5	特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況	…	15
資料	6	各団体からの要請文書	…	17
		日本労働組合総連合会北海道連合会(3/2付け)		
		北海道労働組合総連合(3/10付け)		
		全労連東北地方協議会及び北海道労働組合総連合(5/23付け)		
		日本労働組合総連合会北海道連合会(6/8付け)		
資料	7	特定最低賃金の改正決定について(答申)~4業種	…	29
資料	8	北海道の最低賃金(リーフレット)	…	37
資料	9	北海道の地域別最低賃金額の推移	…	38
資料	10	北海道の特定最低賃金額の推移	…	39
資料	11	北海道地方最低賃金審議会運営規程	…	41
資料	12	北海道地方委最低賃金審議会運営小委員会運営規程	…	43
資料	13	事業場実地視察状況	…	45
資料	14	事業場実地視察意向調査結果	…	47
資料	15	L a b o r L e t t e r	…	49
資料	16	最近の管内経済状況(北海道経済産業局 公表)	…	59
資料	17	北海道金融経済概況(日本銀行札幌支店 公表)	…	71
資料	18	業務改善支援金 リーフレット	…	93
		賃金引き上げ特設ページ リーフレット		
		働き方改革推進支援センター リーフレット		

北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)

令和5年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	片桐由喜	小樽商科大学 教授
	亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國武英生	小樽商科大学 教授
	蛭川隆介	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	石田祐士	雪印メグミルク労働組合北海道支部 副支部長
	金子ユリ	情報産業労働組合連合会北海道協議会 事務局次長
	藤田鉄平	UAゼンセン北海道支部 常任
	やまだ山新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
	和田英浩	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
使用者代表委員	片岡置之	北海道商工会議所連合会 事務局長
	桑原崇	北海道経済連合会 労働政策局長
	柄目誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長
	中畑雅幸	北海道商工会連合会 事務局長
	藤原真由美	日糧製パン株式会社 総務本部総務部長

(注) 公・労・使委員は五十音順

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)



令和4年8月8日

北海道労働局長

友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け北労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので下記のとおり答申する。

記

- 1 本年度の審議にあたっては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意したほか、最低賃金法の3要素を考慮した審議を行ってきた。本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。

(1) 賃金

賃金に関する指標を見ると、連合北海道春季生活闘争におけるすべての規模での賃上げ率及び中小賃上げ率は共に2%を超えており、賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（Cランク（産業計））は2.0%であった。ただし、第4表における賃金上昇率は、今年4月以降の消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意した。

(2) 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月1.0%、2月1.6%、3月2.0%、4月3.7%、5月3.7%、6月3.6%（対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月0.6%、2月1.1%、3月1.5%、4月3.0%、5月2.9%、6月2.8%（対前年同月比）となっていることから、北海道の上昇率は全国より高いことが認められる。最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査(財務省北海道財務局)による北海道の中小企業の景況判断BSI(%ポイント)は、今年1~3月▲34.8、4~6月0.9、7~9月(見通し)5.5であるところ、全国の様況は、今年1~3月▲26.2、4~6月▲14.8、7~9月(見通し)▲3.3であった。日銀短観(日本銀行札幌支店)による北海道の企業の業況判断DI(%ポイント)は、昨年12月▲2、今年3月▲10、6月▲1であるところ、全国の様況は、昨年12月2、今年3月0、6月2と推移していることなどから、企業の利益や業況についてコロナ禍からの改善傾向が見られる。一方、コロナ禍や、原材料費等の高騰により価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意した。

北海道における賃金上昇率、通常の事業の支払能力については、全国の数値と比較しても同程度である。一方、生計費については、北海道消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国より高い水準となっていることが認められた。このため、当審議会としては、労働者の生計費を重視した。しかしながら、本年6月の北海道の消費者物価上昇率3.6%をそのまま最低賃金の引上げ率に反映させると32円の引上げとなるところではあるが、企業における通常の事業の賃金支払能力をも考慮した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の目安である30円に北海道として1円上乘せすることが適当であると考えられる。

- 2 当審議会は、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に、業務改善助成金については、申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、急激な物価上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等により一層取り組むことを併せて要望する。

これに加え、下請け取引を適正化することも重要な課題である。当審議会は、政府に対し、下請け取引の適正化に取り組むことにより、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

- 3 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金の改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs8)を図るとともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。また、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産

性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持すること。

- ② 最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への影響も続く中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であること。
- ③ 最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、税・社会保障制度を含めて検討すべき課題であると認識する必要があること。

4 当審議会において、労使各側委員から、次のとおり主張があった。

労働者側委員から、北海道最低賃金について、早期に 1000 円になることを目指すことの道筋をより明確にすべきとの意見があった。

使用者側委員から、足下では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、国内企業物価指数が6ヶ月連続で9%を超え、消費者物価指数をはるかに上回る水準で推移する中、企業負担が激増し十分な価格転嫁ができていない企業、特に多くの中小企業・小規模事業者が賃上げ原資の確保に苦しんでいる。また、企業は、これまでコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきており、最低賃金法が定める3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視しなければならないとの意見があった。さらに、企業の賃金支払能力を大きく超え、目安額をも上回る31円の引き上げ額は企業がさらなる苦境に立たされることになり、到底納得できない金額として強く反対するとの意見があった。

別紙1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 920円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1)件名 北海道最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 861円
- (3)発効日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1)比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2)対象年度
令和2年度
- (3)生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（104,799円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$861 \text{円 (北海道最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 122,257 \text{円}$

令和3年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

(◎地賃 10月1日 / ◎特定 乳糖12月4日、鉄鋼12月1日、電気12月2日、船舶12月10日 発効)

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会						
月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	業種	月日	審議事項				
6月2日 ① 持ち回り方式 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> 会長、会長代理の選任 地域最賃改正決定の今後の審議日程 特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 運小の設置、委員の選出 事業場実地視察の件 	7月16日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、代理選出 金額審議 	6月30日 ① <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定に係る意見聴取 特定改定の必要性意見聴取 専門部会、特定最賃審議日程 	乳 糖	9月16日 ①	金額審議				
		7月21日 ②	金額審議	7月19日 ② <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> 特定最賃改定の必要性の審議、報告書作成 		9月28日 ②	金額審議				
6月30日 ② (Web)	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定の諮問 運小委員の選出 専門部会委員の推薦公示 関係労使の意見聴取公示 地域最賃改正決定の今後の審議日程 審議会の公開 	7月28日 ③	金額審議	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月26日 ①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 専門部会金額審議経過説明 地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整 </td> </tr> </tbody> </table>		月日	審議事項	5月26日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会金額審議経過説明 地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整 	鉄 鋼	9月17日 ①	金額審議
		月日	審議事項									
5月26日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会金額審議経過説明 地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整 											
8月2日 ④	金額審議	9月28日 ②	金額審議									
7月19日 ③ 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 特定最賃改正の必要性の有無の諮問 中賃目安の伝達 	8月3日 ⑤	金額審議	電気	9月30日 ③	金額審議						
		8月4日 ⑥	金額審議		9月21日 ①	金額審議						
8月5日 ④ (結審) 公開 (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定の答申 審議会意見の公示(異議申出) 特定最賃改定の必要性の有無の答申 特定最賃改正の諮問 特定最賃専門部会委員の公示 特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示 	8月5日 ⑦	金額審議(結審)	船 舶	9月24日 ②	金額審議						
		8月23日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 		9月24日 ①	金額審議						
9月17日 ⑥ (Web)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査の集計誤り等の説明(アクセスの不備により13局で集計誤り発生。本省から集計誤りの説明のため審議会開催指示あり) 				9月30日 ②	金額審議						
					10月5日 ③	金額審議						
					10月11日 ④	金額審議						
						結審→答申(令6条5項)						

令和4年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

(◎地賃 10月2日 / ◎特定 乳糖12月1日、鉄鋼12月1日、電気12月1日、船舶12月2日 発効)

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会		
月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	業種	月日	審議事項
6月17日 ① 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 ・選小の設置、委員の選出 ・事業場実地視察の件 	7月19日 ① 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、代理選出 ・参考人聴取 ・意見書の参考人聴取 	7月1日 ① <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> ・地賃改定に係る意見聴取 ・特定改定の必要性意見聴取 ・専門部会、特定最賃専門部会審議日程 	乳糖	9月8日 ①	・金額審議
		7月28日 ②	・金額審議				9月27日 ②	・金額審議
7月1日 ② 公開 (傍聴あり) (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・地賃改定の諮問 ・専門部会委員の推薦公示 ・関係労使の意見聴取公示 ・参考人の意見聴取について ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 	8月2日 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・目安伝達 	公益委員会議		鉄鋼	10月3日 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
		8月3日 ④	・金額審議	月日	審議事項		9月12日 ①	・金額審議
7月28日 ③ 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央最低賃金審議会における「目安答申」について ・労使の意向表明について ・特定最賃改正の必要性の有無の諮問 	8月4日 ⑤	・金額審議	実施せず		電気	9月20日 ②	・金額審議
		8月5日 ⑥	・金額審議				9月27日 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
8月8日 ④ 公開 (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・地賃改定の答申 ・審議会意見の公示(異議申出) ・特定最賃改定の必要性の有無の答申 ・特定最賃改正の諮問 ・特定最賃専門部会委員の公示 ・特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示 	8月6日 ⑦	・金額審議(結審)	実施せず		船舶	9月15日 ①	・金額審議
							9月28日 ②	・金額審議
8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・地賃異議申出の審議(諮問、答申) ・特定最賃の審議日程 			実施せず			9月30日 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
							9月22日 ①	・金額審議
				実施せず			9月30日 ②	・金額審議
							10月4日 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)

令和5年度 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について

改正・新設等の別	件名	意向確認(表明)年 年月日	意向確認(表明)者 (団体名を含む。)	ケース	備考
改正	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金	R5. 2. 1	日本食品関連産業労働組合総連合会	公正競争	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道鉄鋼業最低賃金	R5. 2. 24	日本基幹産業労働組合連合会北海道本部	労働協約	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	R5. 3. 1	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会	労働協約	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金	R5. 3. 20	全北海道造船機械労働組合協議会	労働協約	7月に「申出書」提出予定

2023年3月2日

北海道労働局
局長 友藤 智朗 様

日本労働組合総連合会北海道連合
会長 杉 山

すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請

日頃より労働行政における円滑な推進にご尽力されていることに対して敬意を表します。

さて、日本経済について、第3次産業活動指数12月分(経済産業省2月15日発表)では、金融業、保険業など5業種で前月より上昇しているものの、運輸業・郵便業、生活娯楽サービスなど3業種で低下し、「均してみると、持ち直しの傾向は継続」としています。

内閣府が2月14日発表した2022年10-12月期の四半期別GDP速報(1次速報値)では、物価の変動を除いた実質で前期比0.2%増、年換算で0.6%増となり、2四半期ぶりのプラス成長となっています。また、12月14日に日銀札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(DI)は、全産業で+5と、9月の前回調査から2ポイント上昇していますが、消費関連の業況DIでは、特に「対個人サービス」「運輸・郵便」のマイナスが大きく、エネルギー価格や原材料価格の高騰が影響していると考えられる状況となっていますが、GDPの6割を占める個人消費拡大に寄与する賃上げは、近年にないほど重要性が高まっています。

私たち連合は、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。引き続き、道内企業への就職促進を進めていくことが重要ありますが、一方では早期離職も依然として高い水準にあり、各市町村および経済団体との意見交換では、新卒採用難や若年層の離職問題に苦慮している声が多く聞かれ、対策をする必要があります。

労働相談で、正規雇用、非正規雇用に関わらず、パワハラ・嫌がらせが最も多く、続いて、雇用契約・就業規則、賃金不払いに関する相談が多くなっています。今次春季生活闘争の中では、「働きの価値に見合った水準」まで引き上げることを目指し、「人への投資」を労使の主要テーマの一つとして、労働関係法令遵守の徹底はもちろんのこと、働きがい、やりがいを感じる職場環境作りも重要な課題です。

北海道労働局におかれては、地域における積極的な雇用対策を展開し、非正規職員の処遇の改善等に全力をあげられますよう要請しますので誠意ある回答を求めます。

記

1. 北海道におけるすべての労働者の賃金改善について

(1) 北海道における賃金・処遇改善について

① 2023 春季生活闘争における処遇改善要求

1) 2023 春季生活闘争は、歴史的な物価上昇局面にあって、所定内賃金で生活できる水準を確保することの重要性が再認識され、実質賃金の長期低下傾向を反転させるには、賃金水準を意識しながら、労働者への適正な分配が必要である。国内外の下振れリスクがある中でも、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うことこそ、経済の好循環を起動させ、経済を自律的な回復軌道にのせていくカギになる。

超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避であるなか、将来にわたり人材を確保・定着させるためには、「人への投資」を継続的に行うことが必要である。

2) 具体的には、賃上げ水準は、3%程度を基準とし、定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を含め、5%程度の賃上げをはかること。また、中小企業等の賃上げは、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をはかる観点で、賃上げ水準を9,000円とし、賃金カーブ維持分4,500円を含め総額で13,500円以上の引き上げをはかることである。

3) 大企業と中小企業の規模間賃金格差の是正に向けた公正取引の推進を行うことや、男女間賃金格差の解消、企業内最低賃金協定締結拡大、賃金制度を創設し、「透明性」「公平性」の確保をはかることなどを求めている。

今後はこれらの要求に基づき各労使間で協議・交渉が展開されることとなるが、不誠実交渉など不当労働行為を生じさせることなく真摯な労使協議となるよう必要な対応を行うこと。

② パート労働者等非正規雇用労働者の均等待遇実現

道内のパート賃金水準は、最低賃金にほぼ張り付いている現状にあり、満度に勤務しても年収200万円を遙かに下回り、ワーキング・プアと言われる状態となっている。正規労働者との格差も大きいことから、連合は高卒初任給等との均等待遇を重視し、「時給1,150円」以上の引き上げを求めている。さらに、「同一労働同一賃金」が施行され、合理的理由のない処遇差がある場合には、その是正を図ること、待遇差がある場合は、説明することを同時に求めている。均等・均衡待遇の観点から、パート等非正規雇用労働者の賃金・労働条件の改善について各企業に働きかけること。

(2) 最低賃金について

① 北海道最低賃金審議会答申書の中で、「より早期に1,000円への引き上げの方針を堅持」とされていることから、連合リビングウェイジ(最低生計費:北海道は時間額1,050円)と高卒初任給(北海道:月額174,000円)を重視し、10月1日発効にこだわる審議会日程を設定するとともに、北海道経済の底上げに向けて北海道地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

② 非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、「最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」を周知し、賃金を引き上げるよう各経済・業界団体に働きかけること。また、不正利用に対しては厳しく対処しつつも、申請緩和を検討すること。各企業・従業員に対して最低賃金額を周知徹底し、最低賃金違反防止に万全を期すこと。

③ 特定(産業別)最低賃金等について

1) 道内4業種の特定最低賃金については、優位性を担保するため地域最低賃金の15%増以上となるよう引き上げに努めること。また、特定最低賃金の周知と遵守の徹底に努めること。

2) ハイ・タク産業の適正な需給バランスを取り戻し、公正競争を実現させるため、ハイ・タク産業

における企業内最低賃金協定の締結を促すとともに、北海道最低賃金違反を根絶すること。

- 3) ハイ・タク生産性賃金(完全歩合制)に、6割以上の基本保障給を定めるよう各企業に働きかけること。

2. 雇用の安定・確保について

(1) 新卒者対策の強化について

- ① 高卒の未内定者ゼロを目指すため、取り組みを一層強化するとともに、道内の就職を基本にジョブサポーター等による支援の継続を強めること。

また、職業訓練の充実に向けては、公的職業訓練機関と連携の上、受講者負担が最少かつ就職に結びつく効果のあるものとする。

- ② 地域のものづくり産業や伝統産業、成長分野における人材育成・確保をはかるため、学生・生徒や保護者、学校側の声を聞き、産業理解を深めるよう、感染症対策をした上で、職場見学会や職場体験等の機会を拡充し、就職に結びつくよう関係機関に働きかけること。

(2) 若年労働者の雇用対策強化について

- ① 学生と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

北海道は、新卒採用者の3年以内離職率が全国平均に比べ高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための対策を講じること。また、人材確保等支援助成金を活用するよう周知し、早期離職防止に努めるよう各企業と連携し取り組むこと。

(3) 公務職場等における非正規職員の雇用安定・処遇改善について

安定した雇用は、経済社会の健全な発展に必須であり、次の事項により非正規職員の雇用安定・処遇改善に向け指導、改善すること。

- ① 行政サービスを担う公務職場において、非正規職員(官製ワーキングプア)が大幅に増加している。北海道労働局が率先して、まずは無期雇用への切り替えを行うとともに、非正規職員の処遇改善として、臨時・非常勤職員の賃金の最低額を、時間給1,150円以上とし、協定を締結すること。
- ② 民間委託や指定管理者制度の導入、競争入札による委託先企業の変更によっても、雇用が継続されるよう発注者としての責任を果たすこと。

3. 労働条件改善などの課題について

(1) 「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善

連合は、すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保と、「年間総実労働時間1800時間」の実現に向けた労働時間短縮による安全で健康に働くことができる職場の中で持てる能力を最大限に発揮できる労働時間の実現を求めている。

- ① 時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着を促進する観点から、以下の項目の改善をはかるよう各企業・団体に働きかけること。

1) 特別条項付き36協定を適用する場合、限りなく360時間に近づけることを徹底するとともに、健康を確保する観点から過重労働を是正すること。

2) 年次有給休暇の100%取得に向けた計画的付与の導入および事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用を指導すること。

3) 適用除外となっている業種においても、一般則に準じた運用を行うこと。

- ② 時間外労働および休日出勤をさせることがある企業において、事業所ごとの 36 協定の締結が必須であることを周知するとともに、労働者代表の選出についても厳正な方法を用いることを指導すること。

(2) ワークルールの遵守について

① 労働関係法令の遵守の徹底

1) この一年間で連合北海道(各地域協議会を含む)に寄せられた労働相談は 959 件(対前年 385 件減)、うち非正規の相談が約半数となっている。「パワハラ・嫌がらせ」が 113 件、雇用契約・就業規則が 107 件となっている。正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負労働者などもワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、労働関係法令の趣旨を踏まえた遵守を徹底すること。

2) 労働関係法令には、企業規模が一定の人数に満たない場合、あるいは業種によって、「義務を免除する」または「努力義務」とする条項や、「特例措置」が適用される条項がある。ワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、企業規模にかかわらず、労働関係法令の趣旨を踏まえた労働条件の確保に取り組むよう各企業・団体を指導すること。

② 労働契約法に関する処遇改善

労働契約法 18 条の無期転換ルールの周知徹底や、無期転換回避目的や、新型コロナウイルス感染症の影響等を理由とした安易な雇止めなどが行われないう、各企業・団体に法の趣旨を周知・徹底を引き続きはかること。

③ 高年齢者雇用安定法に関する処遇改善

同一労働同一賃金の法規定の確実な実施で、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正や高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善を各企業に周知すること。

④ 労働者派遣法に関する処遇改善

改正労働者派遣法の施行を踏まえ、各企業・団体に対して以下の内容の周知・徹底、是正をはかること。

- 1) 派遣先企業に対して、比較対象労働者の賃金及び待遇差を派遣元企業に情報提供すること。
- 2) 派遣先企業が食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正すること。
- 3) 派遣元企業に対して、派遣先企業へ情報開示を求めるよう指導し、比較労働者との間に不合理な格差等がある場合には是正させること。

⑤ 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、2.3%(国・地方自治体 2.6%、教育委員会 2.5%)になっていることを踏まえ、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境を整備したうえで、障害者雇用率の達成に向けた指導をすること。

⑥ テレワークの導入

テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて、就業規則に規定すること、その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定するよう指導し、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしないよう周知すること。

4. 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備について

- ① 改正育児・介護休業法で定める事業主が雇用管理上講ずべき措置周知と積極的な推進に努めるとともに、両立支援の拡充の観点から、法を上回る内容への拡充について労働協約・就業規則等を改定するよう各企業・団体に働きかけること。
- ② 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件を撤廃するよう各企業に働きかけること。
- ③ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課などにおいて、不利益取り扱いが行われないよう各企業に働きかけること。
- ④ 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、出生時育児休業(産後パパ育休)の整備など男性の育児休業取得促進に取り組むことを各企業に働きかけること。
- ⑤ 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口を設置するよう各企業に働きかけること。
- ⑥ 不妊治療と仕事の両立のため、取得理由に不妊治療を含めた休暇等(多目的休暇または積立休暇等を含む)の整備に取り組むよう各企業に働きかけること。

5. 治療と仕事の両立の推進について

- ① 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合、円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規定の整備をするよう各企業に働きかけること。
- ② 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚への周知や理解促進に取り組むよう各企業に働きかけること。

以上

2023年 3月 10日

北海道労働局
局長 友藤 智朗 様

北海道労働組合総連
議長 三上 友

2023年春闘にあたっての要請

貴職におかれましては、労働行政におけるご尽力に敬意を表します。

コロナ禍も3年を経て、相次ぐ感染拡大により北海道の労働情勢が大きく変容する中、日夜不断のご尽力に深く感謝申し上げます。

今の日本の労働者の生活は、四半世紀におよぶ実質賃金の低下に歯止めがかからない中、コロナ禍に加え、歴史的な物価高騰により厳しさが増えています。

私たち北海道労働組合総連合(道労連)は、労働者のいのちとくらしを守るため、物価高騰に対応できる大幅賃上げ、非正規格差の是正・男女格差をなくしジェンダー平等の社会づくり、全国一律最低賃金制度の確立を目指し2023年国民春闘に取り組んでいます。

一方で、財務省が9月1日発表した法人企業統計によると、大企業の内部留保は2021年度末で484.3兆円となり、前年度末と比べ17.5兆円増加しており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加しています。岸田政権は、国民の声に押され、「ケア労働者の賃金引上げ」など「支援対策」を実施し、「構造的賃上げ」を主張していますが、安倍政権から継続される「トリクルダウン」路線を強化しています。こうした大企業を優先する政策を転換し、社会保障の拡充と税による所得の再配分機能を強め、中小企業への支援・振興策を強化し、労働者の賃金引き上げと雇用の安定による国内消費の向上が喫緊に必要です。

つきましては、労働者の雇用と生活の安定、誰もが安心して働き、住み続けられる持続可能な地域社会の実現、そのため労働行政の拡充を求める立場から、下記の事項について要請致します。

記

1. 最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制にむけて

- (1) 物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、北海道最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を求め、北海道最低賃金審議会に開催を諮問すること。
- (2) 誰もがどこでも、人間らしく、くらする賃金の実現、地域間格差解消のため、全国一律性の最低賃金制度実現を目指すこと。
- (3) 公正取引の確立と中小企業の賃上げへの直接支援など中小企業支援策の拡充をはかること。
- (4) 最低賃金審議会の労働者委員任命に際して、道労連推薦候補を排除せず公正な任命を行うこと。

2. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について

- (1) 労働契約法18条の趣旨に反した、雇止めや労働条件の変更などを行っている企業・事業所に対して啓発・指導を強化すること。
- (2) 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の寒冷地手当・一時金不支給などの不合理差別の是正、労働条件の不利益変更を行わないよう指導を強化すること。

3. ジェンダー平等実現、多様性の尊重にむけて

- (1) セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント根絶のとりくみを推進すること。
事業主に対し、母性保護・妊娠出産などの権利遵守の指導を強めること。
- (2) 出生時育児休業制度について、事業主への周知徹底をはかり、男性育休の取得促進を図ること
- (3) 改正女性の活躍推進法において、の事業主に男女賃金格差の公表義務を徹底させること。

4. パワーハラスメントについて

- (1) 2022年4月より、パワハラ防止法がすべての事業所の義務となり、道労連にも多くの相談が寄せられています。中小企業をはじめとする事業主とその旨の周知と、労災補償の請求や、当該事業所への指導の強化など、ハラスメント根絶のとりくみを推進すること。

5. 長時間労働の是正について

- (1) 36協定届の提出にあたって労働者代表の選出が適正に行われるよう、指導の強化と周知徹底を強めること。
- (2) 労働者が生体リズムを守り、家族的責任を果たしうる時間を保障するため、「みなし労働制(裁量労働)」の対象業務拡大や要件の緩和に走らず、すべての労働者の労働時間の把握と記録の保存など労働時間管理責任を使用者に果たさせること。

6. 労働行政を抜本的に改善・拡充すること

- (1) 労働基準行政の円滑化を図れるよう、労働基準監督官をはじめ厚生労働事務官、厚生労働技などの人員を正規で大幅に増やすこと。
- (2) 増員にあたっては「兼務」ではなく、専門性が十分に発揮される体制を確保すること。
- (3) ブラック企業や大企業等への監督・指導を強化するとともに、失業者、生活困窮者に対する手厚い支援を実施すること。

以上

2023年 5月23日

北海道労働局

局長 友藤 智朗 様

全労連東北地方協議会

議長 越後屋建一

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、働くものの生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとに最低賃金が決まっていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。このことが、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながることも考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、地域経済振興のため、大幅引な引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・Cランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金を引き上げと同時に、中小・零細企業支援が必要です。中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められます。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施されるよう指導すること。また、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、〇〇の場合、専門部会是一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
8. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
9. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2023年6月8日

北海道労働局

局長 友藤 智朗 様

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 杉山

日本労働組合総連合会北海道

最低賃金対策

委員長 森下利

2023年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2022年度改定の結果、全国加重平均961円となりました。当該水準では年間2,000時間働いても、所謂ワーキングプアと言われる年収200万円に満たず、北海道の最低賃金である920円は全国加重平均にすら届いておらず、セーフティネットとして機能しているとは言えません。また、地域間格差も大きな課題であり、北海道と最高額の東京都では152円の額差があり、一向に改善されません。地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

北海道労働局におかれましては、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 北海道最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した引き上げ額が決定されるよう、事務局として努力すること。

(2) 10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

(3) 地域間格差の是正

2023年度は「目安制度の在り方に関する全員協議会」において合意された3ランク制での審議会となり、ランク制度の変更には地域間における額差拡大を防ぐことも含まれている。地域間格差の縮小に向けた金額審議となるよう、最大限努力すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小・零細規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の周知徹底について、北海道経済産業局や公正取引委員会事務総局北海道事務所と連携をはかること。

(2) 各種助成金の活用促進

助成金については、周知をはかるなどして、中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境整備および利用促進をはかること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定最低賃金の意義・目的の周知および意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、労使の自主性と役割を尊重し、その取り組みに対して支援すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対し、上申・指導を強化すること。

以上



令和4年10月3日

北海道労働局長
友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月8日付け北労発基0808第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）、糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）又は糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間954円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和4年9月27日

北海道労働局長
友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月8日付け北労発基0808第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

北海道鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月1日



令和4年9月30日

北海道労働局長
友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月8日付け北労発基0808第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

ニ 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間955円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月1日



令和4年10月4日

北海道労働局長
友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月8日付け北労発基0808第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 920 4.10.2発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 954 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,000 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 955 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 948 4.12.2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみならずみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
 ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

最低賃金制度

検索



北海道の地域別最低賃金額の推移(H4年～R4年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	H4.10.1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	-	-	-
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
	3				922	29	3.25	R3.12.4
	4				954	32	3.47	R4.12.1
	鉄鋼業	H5	5,280	184	3.61	660	23	3.61
6		5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
7		5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
8		5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
9		5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
10		5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
11		5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
12		5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
13		6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
14					753	-	-	-
15					754	1	0.13	H15.12.1
16					756	2	0.27	H16.12.1
17					762	6	0.79	H17.12.1
18					766	4	0.52	H18.12.1
19					778	12	1.57	H19.12.1
20					794	16	2.10	H20.12.1
21					805	11	1.39	H21.12.1
22					814	9	1.12	H22.12.1
23					823	9	1.11	H23.12.2
24					832	9	1.09	H24.12.1
25					842	10	1.20	H25.12.1
26					858	16	1.90	H26.12.1
27					876	18	2.09	H27.12.1
28					900	24	2.74	H28.12.1
29					927	27	3.00	H29.12.1
30					948	21	2.27	H30.12.1
R1					967	19	2.00	R1.12.1
2					967	-	-	-
3					979	12	1.24	R3.12.1
4					1,000	21	2.15	R4.12.1

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日	
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)		
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1	
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1	
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24	
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1	
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1	
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1	
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1	
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1	
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1	
	14				708	-	-	-	
	15				709	1	0.14	H15.12.1	
	16				710	1	0.14	H16.12.1	
	17				714	4	0.56	H17.12.1	
	18				718	4	0.56	H18.12.1	
	19				729	11	1.53	H19.12.1	
	20				743	14	1.92	H20.12.1	
	21				750	7	0.94	H21.12.1	
	22				758	8	1.07	H22.12.9	
	23				767	9	1.19	H23.12.7	
	24				776	9	1.17	H24.12.2	
	25				784	8	1.03	H25.12.11	
	26				794	10	1.28	H26.12.1	
	27				804	10	1.26	H27.12.1	
	28				821	17	2.11	H28.12.1	
	29				842	21	2.56	H29.12.1	
	30				868	26	3.09	H30.12.1	
	R1				894	26	3.00	R1.12.1	
	2				895	1	0.11	R2.12.1	
	3				924	29	3.24	R3.12.2	
	4				955	31	3.35	R4.12.1	
	鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造 業、 舟艇製造・修理業	H5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
		6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
7		5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1	
8		5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1	
9		5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1	
10		5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1	
11		5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1	
12		5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1	
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1	
	14				715	-	-	-	
	15				715	-	-	-	
	16				716	1	0.14	H16.12.1	
	17				719	3	0.42	H17.12.1	
	18				723	4	0.56	H18.12.1	
	19				734	11	1.52	H19.12.1	
	20				747	13	1.77	H20.12.1	
	21				753	6	0.80	H21.12.1	
	22				760	7	0.93	H22.12.1	
	23				768	8	1.05	H23.12.1	
	24				777	9	1.17	H24.12.1	
	25				787	10	1.29	H25.12.1	
	26				799	12	1.52	H26.12.4	
	27				810	11	1.38	H27.12.5	
	28				825	15	1.85	H28.12.4	
	29				845	20	2.42	H29.12.1	
	30				866	21	2.49	H30.12.1	
	R1				887	21	2.42	R1.12.1	
	2				889	2	0.23	R2.12.2	
3				917	28	3.15	R3.12.10		
4				948	31	3.38	R4.12.2		

北海道地方最低賃金審議会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、北海道労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規程により、北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して運営小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第5条 会長は、議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど、必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度北海道労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び北海道地方最低賃金審議会運営規程（以下「本審運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 委員は、北海道地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）により指名された公益、労働者、使用者各側3人の委員により組織する。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
 - 3 小委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
 - 4 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、委員長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見も交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、記事録を作成するものとする。
- 2 記事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、記事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 委員長は、小委員会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方最低賃金審議会事業場実地視察状況一覧表

年度	実施年月日	地域	事業所	事業内容	業種	労働者数	参加状況
H20	20. 6. 19	恵庭市 江別市		ダンボール製品の製造業 荷の取扱業（物流センター）	紙加工品製造業 陸上貨物取扱業	123 960	委員12人 事務局3人 (公2 労5 使5)
21	21. 7. 14	札幌市 小樽市		病院、施設私物衣類洗濯業他 水産加工業（主は「かずのこ」）	洗濯業 水産食料品製造業	140 138	委員11人 事務局3人 (公3 労3 使5)
22	22. 7. 14	石狩市		食料品製造業 コンクリート二次製品製造業	食料品製造業 セメント・同製品製造業	490 66	委員11人 事務局3人 (公3 労5 使3)
23	23. 6. 27	千歳市		和・洋菓子・パン製造業 自動車・同付属品製造業	食料品製造業 自動車同附属品製造業	287 506	委員13人 事務局3人 (公4 労5 使4)
24	24. 7. 2	札幌市 北広島市		ラーメン等の製造 商品の保管、加工、発送、輸送（ホームマック）	その他の食料品製造業 陸上貨物取扱業	190 153	委員14人 事務局3人 (公4 労5 使5)
25	25. 7. 11	石狩市 小樽市		ハンバーグ等の製造 弁当等の製造	肉製品・乳製品製造業 その他の食料品製造業	303 55	委員10人 事務局3人 (公3 労3 使4)
26	26. 7. 10	札幌市 札幌市		ハム・ソーセージの製造 衣類、寝具等のクリーニング	肉加工品製造業 洗濯業	108 134	委員14人 事務局3人 (公4 労5 使5)
27	27. 7. 10	恵庭市 札幌市		かまぼこ製造業 医薬品・食料品等小売業	水産食品製造業 小売業	162 89	委員9人 事務局3人 (公3 労3 使3)
28	28. 7. 11	留萌市		水産加工業（主は「かずのこ」）	水産食品製造業	254	委員10人 事務局3人 (公3 労4 使3)
29	29. 7. 13	札幌市		炊飯・加工、学校給食納入 通所・訪問介護、支援施設	食品製造業 介護事業	85 96	委員8人 事務局3人 (公3 労3 使2)
30	30. 7. 19	札幌市		リネンサブライ業及びクリーニング業 惣菜・調理麺・サンドイッチ等の製造	洗濯業 食品製造業	137 678	委員10人 事務局3人 (公4 労4 使2)
R元	元. 7. 17	札幌市		海苔、昆布、佃煮等製造 豆腐、揚げ物、納豆製造	食品製造業 食品製造業	189 161	委員8人 事務局3人 (公4 労1 使3)

※令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルス感染症禍のため実施せず。

事業場実地視察意向調査結果

審議会委員15名に事業場実地視察の意向を確認し、委員4名から回答を得ました。

1 事業場実地視察

- ・実施する 2名
- ・実施しない 1名
- ・どちらともいえない 1名

2 実施する場合の意見

- ・最低賃金近傍で働く方の多い事業所、「年収の壁」の影響を受けている事業所（主婦パートの多い事業所）。
- ・時間給で働くパートタイマーを多く雇用されている業種業態。

3 実施しない場合の意見

- ・5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、この春は諸々行事も再開している。このような状況だからこそ企業は新たな体制を執るために試行錯誤していると思われる。よって、今年度も視察は実施しないほうが良いと思います。

事業場実地視察についての意見・要望

委員氏名： _____

- 1 事業場実地視察の実施について
(どちらかを選択してください。)

実施する

実施しない

- 2 実施する場合、事業場の業種など御意見を記入してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

Labor Letter

令和5年4月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。
引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

概要（新規学卒を除く常用計）

令和5年4月の有効求人倍率は、0.97倍（前年同月1.00倍）と、前年同月を0.03ポイント下回った。

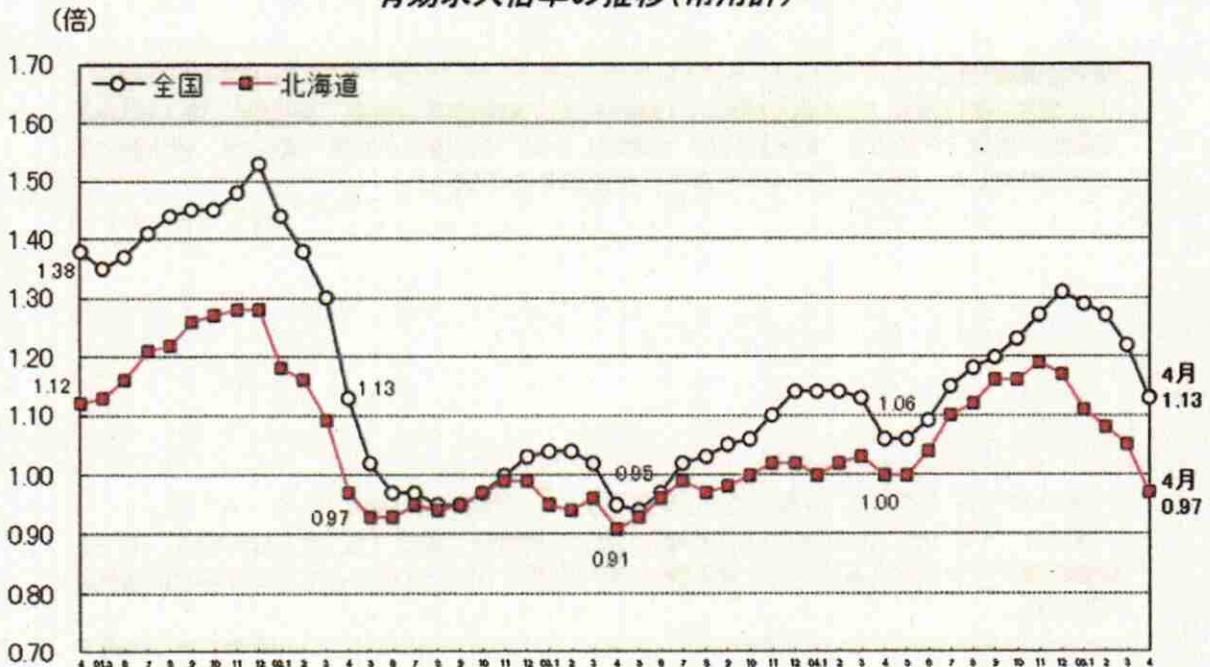
求人

- ・新規求人数は12.0%減少し、2か月連続で前年同月を下回った。
- ・月間有効求人数は5.6%減少し、25か月ぶりに前年同月を下回った。
- ・正社員の有効求人倍率は、0.78倍（前年同月0.78倍）と、前年同月と同値であった。

求職

- ・新規求職申込件数は4.1%減少し、2か月連続で前年同月を下回った。
- ・月間有効求職者数は2.8%減少し、8か月連続で前年同月を下回った。

有効求人倍率の推移（常用計）



(注)1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

(注)2. 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官

TEL 011-709-2311(内線 3672)

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

主たる産業の新規求人の概要（令和5年4月の求人数）

求人減少の主な産業

・サービス業 3,589人（対前年同月▲19.7% ▲881人）
政治・経済・文化団体（+37.1%、求人数122人）で増加したが、その他の事業サービス業（▲15.2%、求人数2,163人）、職業紹介・労働者派遣業（▲32.1%、求人数683人）などで減少した。全体として26か月ぶりに前年同月を下回った。

（前月 4,086人）

・建設業 3,498人（対前年同月▲16.4% ▲686人）
総合工事業（▲13.1%、求人数1,871人）、職別工事業（▲16.5%、求人数938人）、設備工事業（▲24.0%、求人数689人）で減少した。全体として5か月連続で前年同月を下回った。

（前月 3,382人）

・医療、福祉 9,019人（対前年同月▲6.2% ▲601人）
社会保険・社会福祉・介護事業（▲6.8%、求人数5,796人）、医療業（▲4.2%、求人数3,210人）で減少した。全体として3か月連続で前年同月を下回った。

（前月 9,938人）

・製造業 2,105人（対前年同月▲22.0% ▲595人）
生産用機械器具製造業（+7.7%、求人数70人）、化学工業（+4.2%、求人数50人）などで増加したが、食料品製造業（▲32.7%、求人数1,097人）、金属製品製造業（▲20.2%、求人数170人）などで減少した。全体として4か月連続で前年同月を下回った。

（前月 2,157人）

・卸売業、小売業 3,763人（対前年同月▲9.8% ▲408人）
卸売業（+1.8%、求人数665人）は増加した。建築材料卸売業（▲18.0%、求人数146人）で減少したが、飲食品卸売業（+2.9%、求人数213人）、機械器具卸売業（+18.1%、求人数163人）などで増加した。

小売業（▲11.9%、求人数3,098人）は減少した。機械器具小売業（+6.2%、求人数516人）、無店舗小売業（+27.3%、求人数14人）で増加したが、その他の小売業（▲6.1%、求人数1,520人）などで減少した。全体として4か月ぶりに前年同月を下回った。

（前月 3,610人）

・運輸業、郵便業 1,586人（対前年同月▲10.8% ▲193人）
倉庫業（+77.8%、求人数16人）、水運業（+42.9%、求人数10人）などで増加したが、貨物運送（▲4.5%、求人数904人）、旅客運送（▲19.0%、求人数583人）などで減少した。全体として2か月連続で前年同月を下回った。

（前月 1,532人）

・宿泊業、飲食サービス業 2,623人（対前年同月▲4.8% ▲132人）
宿泊業（+21.9%、求人数979人）で増加したが、飲食店（▲13.7%、求人数988人）、持ち帰り・配達飲食サービス業（▲18.7%、求人数656人）で減少した。全体として18か月ぶりに前年同月を下回った。

（前月 2,498人）

・情報通信業 563人（対前年同月▲13.8% ▲90人）
通信業（+50.0%、求人数18人）で増加したが、ソフトウェア業（▲20.7%、求人数295人）、情報処理・提供サービス業（▲9.0%、求人数182人）などで減少した。全体として3か月連続で前年同月を下回った。

（前月 453人）

1 新規求人数の状況(常用計)

(単位:人、%、ポイント)

産 業	R05年4月	R04年4月	増減差	増減比
A,B 農,林,漁業	419	580	▲161	▲27.8
D 建設業	3,498	4,184	▲686	▲16.4
E 製造業	2,105	2,700	▲595	▲22.0
食料品製造業	1,097	1,629	▲532	▲32.7
窯業・土石製品製造業	82	126	▲44	▲34.9
金属製品製造業	170	213	▲43	▲20.2
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	152	142	10	7.0
輸送用機械器具製造業	108	111	▲3	▲2.7
その他の製造業	496	479	17	3.5
G 情報通信業	563	653	▲90	▲13.8
H 運輸業,郵便業	1,586	1,779	▲193	▲10.8
I 卸売業,小売業	3,763	4,171	▲408	▲9.8
M 宿泊業,飲食サービス業	2,623	2,755	▲132	▲4.8
P 医療,福祉	9,019	9,620	▲601	▲6.2
R サービス業(他に分類されないもの)	3,589	4,470	▲881	▲19.7
その他	3,467	3,898	▲431	▲11.1
合 計	30,632	34,810	▲4,178	▲12.0
新規求人に占めるパートの割合	32.2	32.3	▲0.1	

(注)新規学卒を除く常用計。

(単位:人、%)

年度・月	新規求人数		うちフルタイム求人数		うちパート求人数		新規求人数に占める パート求人数の割合
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		
平成25年度	341,569	14.1	239,724	14.0	101,845	14.5	29.8
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和4年度	386,970	8.9	259,471	6.8	127,499	13.3	32.9
令和4年4月	34,810	13.5	23,560	13.7	11,250	13.1	32.3
5月	29,853	14.3	20,100	11.6	9,753	20.3	32.7
6月	33,369	12.2	22,424	7.1	10,945	24.6	32.8
7月	34,649	15.8	23,121	13.0	11,528	21.7	33.3
8月	30,415	14.2	20,502	12.3	9,913	18.2	32.6
9月	34,507	13.6	23,287	12.1	11,220	16.9	32.5
10月	35,017	9.6	22,887	6.3	12,130	16.4	34.6
11月	30,201	5.2	20,377	4.5	9,824	6.5	32.5
12月	28,766	6.1	20,065	5.5	8,701	7.5	30.2
令和5年1月	31,424	4.4	21,385	2.5	10,039	8.7	31.9
2月	31,401	3.4	20,539	0.6	10,862	9.2	34.6
3月	32,558	▲3.6	21,224	▲5.3	11,334	▲0.1	34.8
4月	30,632	▲12.0	20,773	▲11.8	9,859	▲12.4	32.2

(注)新規学卒を除く常用計。

2 新規求職者の状況(常用計)

(単位:件、人、%)

年度・月	新規求職申込件数 対前年増減比	在職者		離職者		うち事業主都合離職		うち自己都合離職		無業者 対前年増減比		
		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比				
平成25年度	288,868	▲6.8	67,530	4.2	184,130	▲9.3	60,924	▲15.0	113,921	▲5.7	37,208	▲11.4
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲7.1	53,531	▲12.1	109,050	▲4.3	32,141	▲13.6
平成27年度	251,706	▲7.0	64,779	▲4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲13.1
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,575	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和4年度	198,185	0.8	51,699	5.0	151,754	15.6	40,594	10.4	102,535	17.2	17,681	11.4
令和4年4月	23,930	▲2.7	3,893	0.2	18,270	▲3.3	5,950	▲13.8	10,738	2.2	1,767	▲3.5
5月	17,542	16.4	3,733	19.2	12,337	15.3	3,196	6.5	8,415	18.1	1,472	19.0
6月	16,457	6.4	3,966	7.9	11,059	5.7	2,705	▲2.3	7,739	7.0	1,432	7.8
7月	14,795	▲3.3	3,430	▲10.8	10,118	▲1.2	2,352	▲10.1	7,268	3.0	1,247	2.5
8月	15,437	2.0	3,754	▲5.2	10,185	3.8	2,160	▲2.4	7,518	6.6	1,498	10.0
9月	14,762	1.0	3,519	▲10.7	9,927	5.6	2,071	▲2.1	7,360	7.9	1,316	3.6
10月	15,259	▲2.4	3,666	▲6.7	10,416	0.7	2,492	▲7.6	7,440	4.6	1,177	▲13.8
11月	14,062	▲9.3	3,447	▲10.5	9,515	▲6.7	2,383	▲13.3	6,698	▲3.7	1,100	▲14.6
12月	12,806	▲4.7	3,115	▲8.1	8,807	▲2.9	2,753	▲10.2	5,685	0.7	884	▲9.2
令和5年1月	17,009	0.7	4,433	▲2.6	11,434	1.5	2,922	▲10.8	8,025	7.6	1,142	5.8
2月	17,048	12.1	5,663	11.7	10,081	10.9	2,489	13.4	7,128	11.0	1,304	25.0
3月	19,078	▲3.7	5,696	▲5.4	11,663	▲2.1	3,176	0.3	7,987	▲1.6	1,719	▲8.7
4月	22,949	▲4.1	3,384	▲13.1	17,942	▲1.8	5,945	▲0.1	10,534	▲1.9	1,623	▲8.1
(100.0)			(29.9)		(61.1)		(16.6)		(41.9)		(9.0)	

(注)1. 新規学卒を除く常用計。

2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

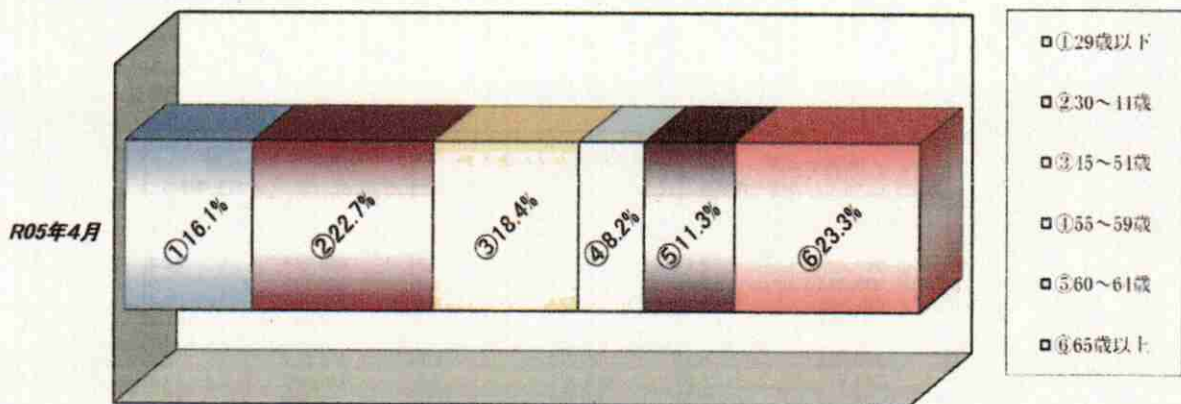
3 新規求職者の年齢別状況(常用計)

(単位:人、%)

年齢	R05年4月			R04年4月			増減比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	3,699	1,387	2,307	4,038	1,522	2,509	▲ 8.4	▲ 8.9	▲ 8.1
30～44歳	5,211	1,669	3,540	5,733	1,889	3,838	▲ 9.1	▲ 11.6	▲ 7.8
45～54歳	4,220	1,319	2,897	4,428	1,525	2,900	▲ 4.7	▲ 13.5	▲ 0.1
55～59歳	1,880	761	1,118	1,983	829	1,152	▲ 5.2	▲ 8.2	▲ 3.0
60～64歳	2,600	1,254	1,346	2,570	1,356	1,214	1.2	▲ 7.5	10.9
65歳以上	5,339	3,705	1,634	5,178	3,640	1,536	3.1	1.8	6.4
合計	22,949	10,095	12,842	23,930	10,761	13,149	▲ 4.1	▲ 6.2	▲ 2.3

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【年齢別構成比】



4 雇用保険被保険者数の推移

(単位:人、%)

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数 に対する事業 主都合離職の 構成比
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和4年度	1,377,860	▲0.9	269,422	4.4	260,887	4.3	12,409	▲1.2	4.8
令和4年4月	1,392,063	▲0.9	45,764	▲1.0	42,873	▲0.9	2,158	▲25.8	5.0
5月	1,401,778	▲0.7	32,073	15.6	20,880	6.7	802	▲13.8	3.8
6月	1,403,422	▲0.8	22,104	▲10.6	19,016	▲1.1	903	10.7	4.7
7月	1,401,438	▲0.9	20,434	1.4	20,747	7.4	842	▲7.7	4.1
8月	1,399,796	▲0.8	19,643	14.1	19,694	7.3	869	27.2	4.4
9月	1,396,932	▲0.9	17,243	2.5	18,411	3.7	785	11.0	4.3
10月	1,391,919	▲1.0	20,461	1.7	23,605	9.9	1,230	1.9	5.2
11月	1,392,313	▲1.0	20,625	7.8	18,609	8.4	933	15.3	5.0
12月	1,391,286	▲0.9	17,890	6.0	16,264	▲0.3	696	▲19.1	4.3
令和5年1月	1,383,435	▲1.0	16,640	6.1	21,927	4.2	1,027	11.1	4.7
2月	1,380,068	▲1.0	16,354	3.1	17,735	7.7	989	33.1	5.6
3月	1,377,860	▲0.9	20,191	14.6	21,126	4.7	1,175	11.0	5.6
4月	1,378,176	▲1.0	44,820	▲2.1	42,840	▲0.1	2,579	19.5	6.0

(注) 1. 一般被保険者。

2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

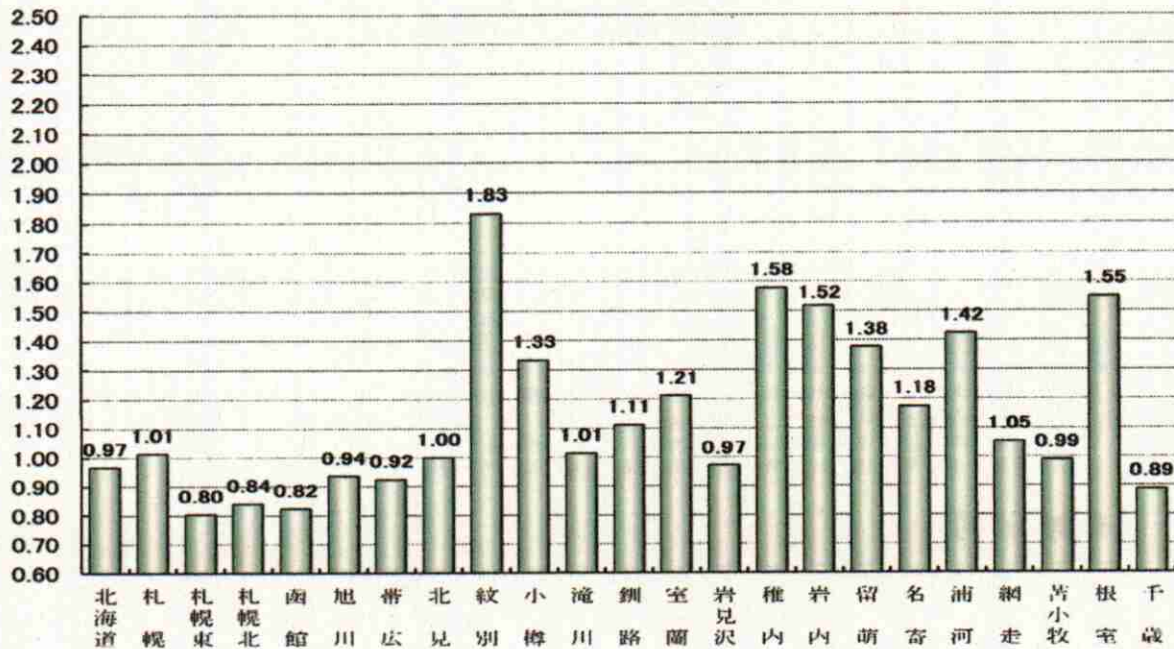
5 職業紹介状況(常用計)

(単位:件、人、倍、%、ポイント)

区分	R05年4月	R04年4月	増減比(増減差)
新規求職申込件数	22,949	23,930	▲4.1
月間有効求職者数	89,654	92,225	▲2.8
新規求人数	30,632	34,810	▲12.0
月間有効求人数	86,768	91,907	▲5.6
就職件数	4,736	4,906	▲3.5
有効求人倍率	0.97	1.00	▲0.03

(倍)

安定所別有効求人倍率(常用計)

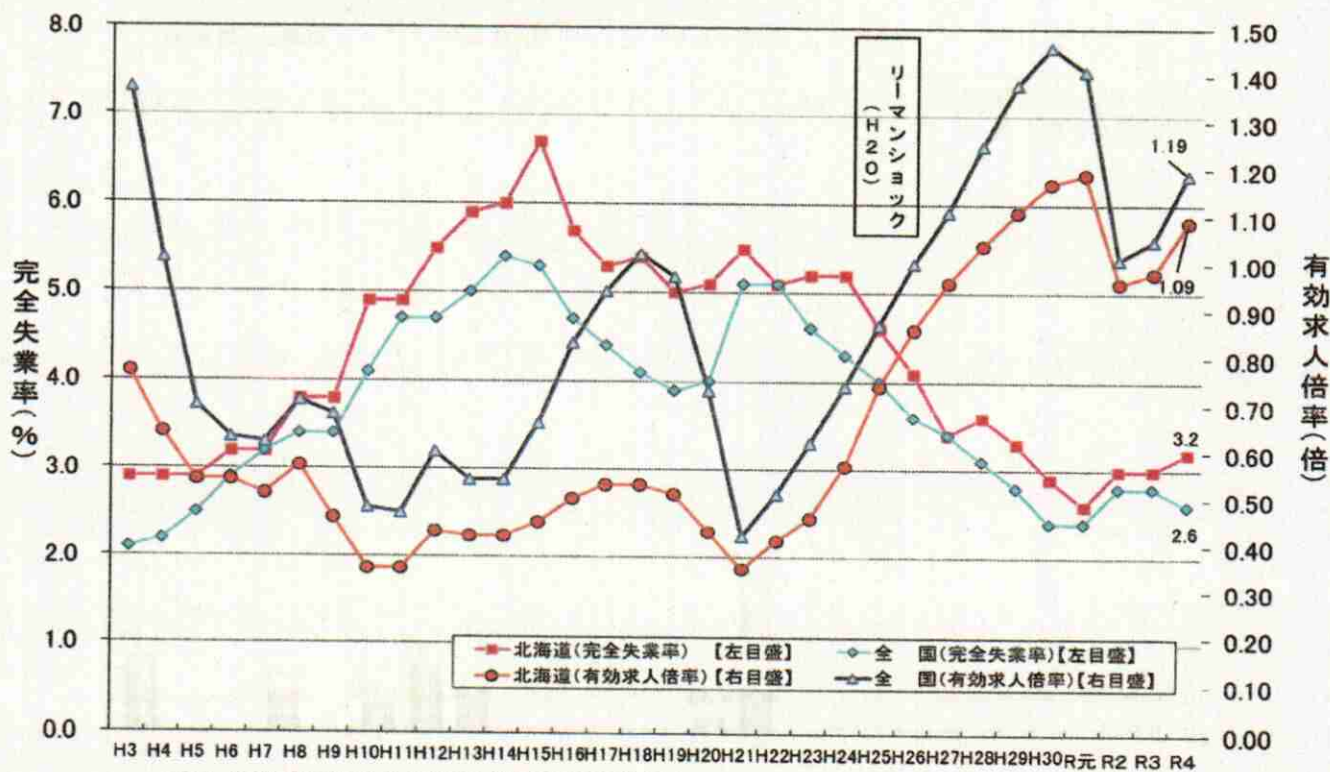


(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

安定所	新規求職申込件数		月間有効求職者数		新規求人数		月間有効求人数		有効求人倍率	
	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差
計	22,949	▲4.1	89,654	▲2.8	30,632	▲12.0	86,768	▲5.6	0.97	▲0.03
札幌	4,145	▲5.8	17,678	▲1.0	6,284	▲9.0	17,911	▲1.3	1.01	▲0.01
札幌東	3,472	▲5.3	14,745	▲2.0	3,933	▲6.6	11,858	1.4	0.80	0.02
札幌北	2,506	▲6.4	10,194	▲4.0	3,095	▲11.7	8,577	▲4.8	0.84	▲0.01
函館	1,761	▲8.5	7,528	▲5.8	2,622	▲2.6	6,196	0.9	0.82	0.05
旭川	1,710	▲0.5	6,720	▲3.2	2,203	▲15.9	6,290	▲7.4	0.94	▲0.04
帯広	1,549	2.2	5,725	3.1	1,844	▲20.4	5,291	▲18.2	0.92	▲0.25
北見	774	▲5.3	2,728	▲7.2	944	▲16.0	2,728	▲14.5	1.00	▲0.09
紋別	139	4.5	400	▲2.4	241	▲18.3	733	1.1	1.83	0.06
小樽	597	1.7	1,939	▲5.0	967	6.1	2,583	10.7	1.33	0.19
滝川	532	8.8	1,980	▲0.9	643	▲13.3	2,009	▲3.3	1.01	▲0.03
釧路	969	▲10.2	3,171	▲8.1	1,265	▲15.8	3,529	▲20.1	1.11	▲0.17
室蘭	849	▲1.5	2,886	1.6	1,308	▲12.7	3,493	▲2.1	1.21	▲0.05
岩見沢	478	▲10.5	1,837	▲3.7	635	▲17.4	1,783	▲18.2	0.97	▲0.17
稚内	196	11.4	726	10.5	372	6.6	1,145	6.3	1.58	▲0.06
岩内	249	▲6.0	925	▲2.4	453	▲7.9	1,404	15.5	1.52	0.24
留萌	156	3.3	423	▲14.7	166	▲23.1	582	▲12.0	1.38	0.05
名寄	286	14.9	891	▲7.9	343	▲42.2	1,047	▲21.3	1.18	▲0.20
浦河	176	▲1.1	648	▲5.1	359	▲9.6	922	▲12.8	1.42	▲0.13
網走	246	4.7	813	1.1	273	▲11.9	857	▲5.6	1.05	▲0.08
苫小牧	1,079	▲4.8	3,744	▲6.4	1,304	▲24.1	3,700	▲18.2	0.99	▲0.14
根室	293	▲5.8	939	▲0.6	488	▲24.1	1,454	▲12.1	1.55	▲0.20
千歳	787	▲5.2	3,014	▲3.6	890	▲10.5	2,676	▲2.2	0.89	0.02

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

6 有効求人倍率・完全失業率の推移(常用計)



(注) 1. 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。
 2. 平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。

【有効求人倍率】

(単位：倍、ポイント)

区 分	R04年				R05年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
北海道	常用計 原数値	1.00	1.00	1.04	1.10	1.12	1.16	1.16	1.19	1.17	1.11	1.08	1.05	0.97		
	季節 調整値	(0.09)	(0.07)	(0.08)	(0.11)	(0.15)	(0.18)	(0.16)	(0.17)	(0.15)	(0.11)	(0.06)	(0.02)	(▲0.03)		
全 国	常用計 原数値	1.10	1.11	1.12	1.14	1.15	1.17	1.17	1.19	1.20	1.19	1.15	1.10	1.07		
	季節 調整値	(0.02)	(0.01)	(0.01)	(0.02)	(0.01)	(0.02)	(0.00)	(0.02)	(0.01)	(▲0.01)	(▲0.04)	(▲0.05)	(▲0.03)		
全 国	常用計 原数値	1.06	1.06	1.09	1.15	1.18	1.20	1.23	1.27	1.31	1.29	1.27	1.22	1.13		
	季節 調整値	(0.11)	(0.12)	(0.12)	(0.13)	(0.15)	(0.15)	(0.17)	(0.17)	(0.17)	(0.15)	(0.13)	(0.09)	(0.07)		
全 国	常用計 原数値	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32		
	季節 調整値	(0.01)	(0.01)	(0.02)	(0.01)	(0.03)	(0.01)	(0.02)	(0.01)	(0.01)	(▲0.01)	(▲0.01)	(▲0.02)	(0.00)		

(注) 1. 常用計原数値 () 内は対前年同月差、季節調整値 () 内は対前月差。
 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。
 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【完全失業率】

(単位：%)

区 分	R04年				R05年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
北海道		3.7			3.1					2.7			
		(2.9)			(3.3)					(3.0)			
全 国	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	

(注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。
 2. () 内は前年同期。
 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

[資料出所：総務省統計局「労働力調査」]

7 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人への推移(常用計)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

項目 年度・月	新規求職		新規		新規求人倍率		月間有効		月間有効		有効求人倍率	
	申込件数	対前年 増減比	求人数	対前年 増減比	原数値	増減差	求職者数	対前年 増減比	求人数	対前年 増減比	原数値	増減差
平成25年度	288,868	▲6.8	341,569	14.1	1.18	0.21	*101,843	▲8.9	*74,858	16.7	0.74	0.17
平成26年度	270,711	▲6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
平成27年度	251,706	▲7.0	374,167	4.2	1.49	0.16	*88,473	▲5.7	*85,215	6.1	0.96	0.10
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02
4月	25,148	▲5.1	35,963	3.4	1.43	0.12	85,553	▲2.5	95,890	2.5	1.12	0.05
5月	18,737	▲7.3	32,651	▲0.2	1.74	0.12	84,238	▲3.5	95,110	2.0	1.13	0.06
6月	16,698	▲2.1	32,293	▲0.2	1.93	0.03	81,227	▲3.3	94,086	1.8	1.16	0.06
7月	17,403	1.5	36,064	4.6	2.07	0.06	78,403	▲2.1	95,180	2.2	1.21	0.05
8月	16,108	▲8.3	31,737	▲2.0	1.97	0.13	76,771	▲2.9	93,870	0.8	1.22	1.11
9月	15,766	10.6	32,826	5.4	2.08	▲0.11	75,671	0.0	95,314	3.3	1.26	0.04
10月	17,108	▲9.1	36,703	▲0.1	2.15	0.20	75,296	▲2.8	95,498	1.8	1.27	0.06
11月	14,287	▲14.4	29,116	▲7.0	2.04	0.17	72,019	▲4.7	92,382	▲0.2	1.28	0.05
12月	13,322	2.2	26,987	1.8	2.03	0.00	68,442	▲4.8	87,593	▲0.3	1.28	1.29
1月	17,511	▲6.8	30,330	▲12.2	1.73	▲0.11	69,888	▲4.5	82,208	▲6.6	1.18	▲0.02
2月	16,508	▲16.2	30,347	▲11.3	1.84	0.10	72,627	▲5.5	83,944	▲8.3	1.16	▲0.03
3月	18,870	▲6.5	30,071	▲12.7	1.59	▲0.12	77,672	▲4.2	84,844	▲11.8	1.09	▲0.10
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23
4月	22,970	▲8.7	27,936	▲22.3	1.22	▲0.21	81,729	▲4.5	79,361	▲17.2	0.97	▲0.15
5月	15,127	▲19.3	25,056	▲23.3	1.66	▲0.08	79,647	▲5.5	73,823	▲22.4	0.93	▲0.20
6月	17,000	1.8	27,339	▲15.3	1.61	▲0.32	80,165	▲1.3	74,584	▲20.7	0.93	▲0.23
7月	16,010	▲8.0	27,557	▲23.6	1.72	▲0.35	78,831	0.5	74,845	▲21.4	0.95	▲0.26
8月	13,957	▲13.4	25,334	▲20.2	1.82	▲0.15	79,784	3.9	74,962	▲20.1	0.94	▲0.28
9月	14,733	▲6.6	28,272	▲13.9	1.92	▲0.16	81,439	7.6	77,068	▲19.1	0.95	▲0.31
10月	16,167	▲5.5	30,883	▲15.9	1.91	▲0.24	83,398	10.8	80,551	▲15.7	0.97	▲0.30
11月	13,575	▲5.0	26,444	▲9.2	1.95	▲0.09	81,174	12.7	80,253	▲13.1	0.99	▲0.29
12月	13,211	▲0.8	25,439	▲5.7	1.93	▲0.10	78,869	15.2	77,768	▲11.2	0.99	▲0.29
1月	16,747	▲4.4	28,158	▲7.2	1.68	▲0.05	79,898	14.3	76,156	▲7.4	0.95	▲0.23
2月	16,997	3.0	27,766	▲8.5	1.63	▲0.21	82,408	13.5	77,338	▲7.9	0.94	▲0.22
3月	20,122	6.6	33,121	10.1	1.65	0.06	86,855	11.8	83,701	▲1.3	0.96	▲0.13
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02
4月	24,603	7.1	30,677	9.8	1.25	0.03	91,937	12.5	83,329	5.0	0.91	▲0.06
5月	15,069	▲0.4	26,107	4.2	1.73	0.07	87,965	10.4	81,711	10.7	0.93	0.00
6月	15,470	▲9.0	29,733	8.8	1.92	0.31	84,786	5.8	81,060	8.7	0.96	0.03
7月	15,307	▲4.4	29,930	8.6	1.96	0.24	81,771	3.7	80,836	8.0	0.99	0.04
8月	15,131	8.4	26,635	5.1	1.76	▲0.06	83,830	5.1	81,323	8.5	0.97	0.03
9月	14,612	▲0.8	30,374	7.4	2.08	0.16	84,414	3.7	82,951	7.6	0.98	0.03
10月	15,640	▲3.3	31,963	3.5	2.04	0.13	84,875	1.8	84,535	4.9	1.00	0.03
11月	15,336	13.0	28,717	8.6	1.87	▲0.08	83,880	3.3	85,968	7.1	1.02	0.03
12月	13,438	1.7	27,114	6.6	2.02	0.09	81,612	3.5	83,021	6.8	1.02	0.03
1月	16,893	0.9	30,102	6.9	1.78	0.10	82,519	3.3	82,158	7.9	1.00	0.05
2月	15,208	▲10.5	30,357	9.3	2.00	0.37	82,574	0.2	84,037	8.7	1.02	0.08
3月	19,819	▲1.5	33,763	1.9	1.70	0.05	87,145	0.3	89,752	7.2	1.03	0.07
令和4年度	198,185	0.8	386,970	8.9	1.95	0.14	*84,052	▲0.9	*92,019	10.3	1.09	0.11
4月	23,930	▲2.7	34,810	13.5	1.45	0.20	92,225	0.3	91,907	10.3	1.00	0.09
5月	17,542	16.4	29,853	14.3	1.70	▲0.03	91,724	4.3	91,826	12.4	1.00	0.07
6月	16,457	6.4	33,369	12.2	2.03	0.11	89,441	5.5	93,165	14.9	1.04	0.08
7月	14,795	▲3.3	34,649	15.8	2.34	0.38	84,408	3.2	93,178	15.3	1.10	0.11
8月	15,437	2.0	30,415	14.2	1.97	0.21	83,981	0.2	93,742	15.3	1.12	0.15
9月	14,762	1.0	34,507	13.6	2.34	0.26	82,706	▲2.0	95,580	15.2	1.16	0.18
10月	15,259	▲2.4	35,017	9.6	2.29	0.25	82,050	▲3.3	94,838	12.2	1.16	0.16
11月	14,062	▲8.3	30,201	5.2	2.15	0.28	79,591	▲5.1	94,811	10.3	1.19	0.17
12月	12,806	▲4.7	28,766	6.1	2.25	0.23	76,500	▲6.3	89,794	8.2	1.17	0.15
1月	17,009	0.7	31,424	4.4	1.85	0.07	78,325	▲5.1	87,035	5.9	1.11	0.11
2月	17,048	12.1	31,401	3.4	1.84	▲0.16	81,578	▲1.2	87,990	4.7	1.08	0.06
3月	19,078	▲3.7	32,558	▲3.6	1.71	0.01	86,093	▲1.2	90,357	0.7	1.05	0.02
令和5年度												
4月	22,949	▲4.1	30,632	▲12.0	1.33	▲0.12	89,654	▲2.8	86,768	▲5.6	0.97	▲0.03

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

8 職種別求人・求職状況(常用計)

【令和5年4月内容】

(単位:倍、人、ポイント、%)

	有効求人倍率		月間有効求人数		月間有効求職者数	
	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比
職業計	0.97	▲0.03	86,768	▲5.6	89,654	▲2.8
管理的職業	0.64	0.03	154	▲8.9	242	▲12.0
専門的・技術的職業	1.47	▲0.09	18,303	▲7.5	12,479	▲1.7
開発・製造技術者	0.83	0.02	528	▲5.2	637	▲7.7
建築・土木・測量技術者	4.59	0.12	3,018	▲7.6	657	▲10.0
情報処理・通信技術者	0.93	▲0.08	1,060	▲8.7	1,136	▲0.8
医師・薬剤師等	1.92	▲0.31	479	▲11.8	249	2.0
看護師、保健師等	1.36	▲0.02	4,354	▲4.2	3,201	▲2.7
医療技術者、栄養士等	1.79	▲0.03	2,406	▲7.3	1,345	▲5.7
保育士、福祉相談員等	1.94	▲0.27	4,945	▲9.0	2,547	3.6
事務的職業	0.39	0.00	8,306	▲3.4	21,454	▲2.3
一般事務員	0.33	▲0.01	6,097	▲5.0	18,716	▲2.1
会計・経理事務員	0.69	0.12	801	16.3	1,167	▲3.6
営業・販売事務員	1.46	0.35	743	6.6	509	▲18.8
販売の職業	1.54	0.11	8,160	▲3.7	5,290	▲10.8
販売店員、訪問販売員	1.43	0.00	5,365	▲8.0	3,758	▲8.0
保険外交員、サービス外交員	1.63	0.13	187	3.3	115	▲5.0
営業員	1.84	0.41	2,608	6.0	1,417	▲17.8
サービスの職業	2.30	0.09	21,785	▲3.8	9,463	▲7.7
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.83	▲0.05	8,743	▲8.9	3,093	▲7.3
看護助手、歯科助手等	2.78	▲0.13	1,493	▲4.4	537	0.2
調理人、調理見習	2.51	0.18	5,644	▲5.0	2,251	▲11.8
給仕、接客サービス員	2.24	0.31	3,476	7.0	1,554	▲7.8
マンション、駐車場等管理人	0.72	0.12	442	4.2	616	▲12.4
保安の職業	3.68	0.37	2,385	▲1.0	648	▲10.9
警備員	3.69	0.36	2,382	▲0.9	645	▲10.8
農林漁業の職業	1.64	▲0.40	1,284	▲24.6	782	▲6.2
生産工程の職業	2.16	▲0.13	7,087	▲11.4	3,276	▲6.4
生産機械制御・監視員	2.18	0.81	185	18.6	85	▲25.4
金属加工、溶接・溶断工	2.65	▲0.38	831	▲23.4	313	▲12.6
その他の製造加工作業員	1.92	▲0.16	3,249	▲13.5	1,689	▲6.3
機械組立工	1.52	▲0.22	375	▲20.2	247	▲8.5
整備工・修理工	3.91	0.07	1,767	▲3.3	452	▲5.0
製品検査工	2.88	0.32	184	0.0	64	▲11.1
塗装、CADオペレーター	1.16	▲0.12	496	▲5.3	426	4.4
輸送、機械運転の職業	1.57	0.00	5,600	▲5.1	3,558	▲5.6
自動車運転手	1.79	0.10	4,208	▲2.3	2,355	▲7.7
ボイラー・建設機械運転工	1.27	▲0.19	1,195	▲14.2	940	▲1.7
建設・採掘の職業	3.31	▲0.38	5,661	▲13.2	1,709	▲3.4
型枠大工、とび工	4.48	▲0.76	973	▲15.5	217	▲1.4
大工・左官	2.63	▲0.50	1,258	▲12.7	479	4.1
電気工事、電気配線工	3.05	▲0.50	841	▲10.6	276	4.2
建設・土木作業員	3.51	▲0.12	2,571	▲13.6	732	▲10.8
運搬・清掃・包装の職業	0.70	0.07	8,043	4.7	11,565	▲4.8
運搬、配達、倉庫作業員	1.08	▲0.12	1,724	▲10.7	1,598	▲1.0
清掃作業員	1.84	0.20	3,930	13.6	2,139	1.1
包装作業員	1.87	▲0.91	223	▲16.5	119	24.0
選別作業員、軽作業員	0.28	0.04	2,166	7.0	7,709	▲7.4

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱については、1頁の注1を参照。

9 新規求人数の正社員割合

(単位:人、%)

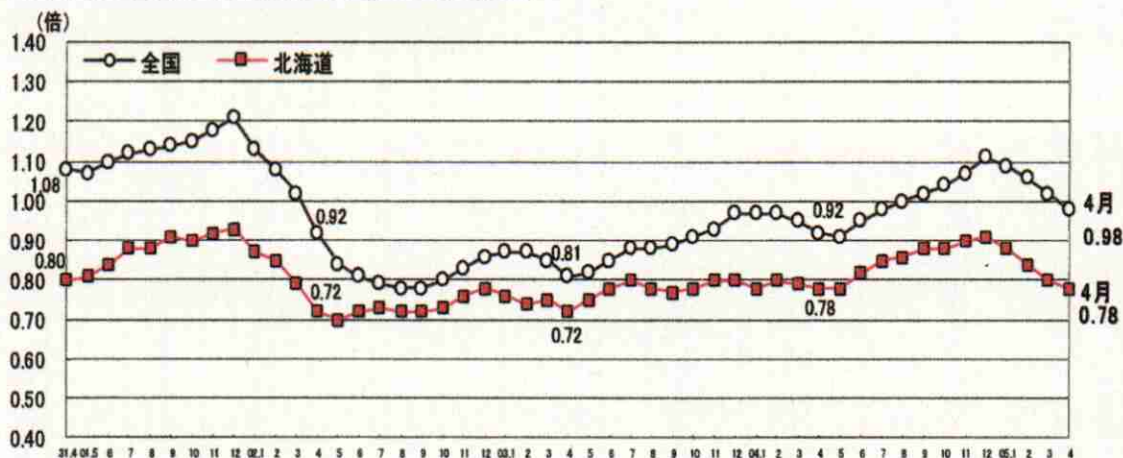
	R04年												R05年				対前年 同期比(差)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
新規求人数	34,810	29,853	33,369	34,649	30,415	34,507	35,017	30,201	28,766	31,424	31,401	32,558	30,632	▲12.0			
正社員求人	16,605	14,664	16,133	16,300	14,809	16,582	16,227	14,848	14,711	15,845	14,893	15,326	15,320	▲7.7			
占める割合	47.7	49.1	48.3	47.0	48.7	48.1	46.3	49.2	51.1	50.4	47.4	47.1	50.0	2.3			
正社員求人以外	18,205	15,189	17,236	18,349	15,606	17,925	18,790	15,353	14,055	15,579	16,508	17,232	15,312	▲15.9			
占める割合	52.3	50.9	51.7	53.0	51.3	51.9	53.7	50.8	48.9	49.6	52.6	52.9	50.0	▲2.3			

10 産業別正社員の新規求人数・割合

(単位:人、%)

産業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R05年4月	R04年4月	増減比	R05年4月	R04年4月	増減差
D 建設業	2,952	3,527	▲16.3	84.4	84.3	0.1
E 製造業	1,085	1,154	▲6.0	51.5	42.7	8.8
G 情報通信業	472	480	▲1.7	83.8	73.5	10.3
H 運輸業、郵便業	1,180	1,152	2.4	74.4	64.8	9.6
I 卸売業、小売業	1,961	1,807	8.5	52.1	43.3	8.8
M 宿泊業、飲食サービス業	761	792	▲3.9	29.0	28.7	0.3
P 医療、福祉	4,243	4,498	▲5.7	47.0	46.8	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	955	1,139	▲16.2	26.6	25.5	1.1
その他	1,711	2,056	▲16.8	44.0	45.9	▲1.9
合計	15,320	16,605	▲7.7	50.0	47.7	2.3

11 正社員の有効求人倍率の推移



(単位:倍、ポイント)

区分	R04年												R05年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月													
北海道	0.78	0.78	0.82	0.85	0.86	0.88	0.88	0.90	0.91	0.88	0.84	0.80	0.78	(0.06)	(0.03)	(0.04)	(0.05)	(0.08)	(0.11)	(0.10)	(0.10)	(0.11)	(0.10)	(0.04)	(0.01)	(0.00)
全国	0.92	0.91	0.95	0.98	1.00	1.02	1.04	1.07	1.11	1.09	1.06	1.02	0.98	(0.11)	(0.09)	(0.10)	(0.10)	(0.12)	(0.13)	(0.13)	(0.14)	(0.14)	(0.12)	(0.09)	(0.07)	(0.06)

- (注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
 2. 下段()内は対前年同月差。
 3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

最近の管内経済概況

(2023年3月の経済指標を中心として)

～ 持ち直しの動きがみられる ～

最近の動きをみると、

- 生産活動は、弱い動きとなっている。
- 個人消費は、持ち直している。
- 観光は、緩やかに改善している。
- 公共工事は、減少した。
- 住宅建設は、弱まっている。
- 民間設備投資は、増加している。
- 雇用動向は、緩やかに持ち直しの動きがみられる。
- 企業倒産は、件数は増加、負債総額は減少した。

全体として、管内経済は、持ち直しの動きがみられる。
なお、先行きについては、国際経済の動向等を十分注視する必要がある。

※ 下線部は、前月から判断を変更した部分。

2023年5月18日

照会先 : 経済産業省 北海道経済産業局
総務企画部 企画調査課
T E L : 011-709-2311 内線 2525
E-mail : bz1-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp
U R L : https://www.hkd.meti.go.jp

管内経済概況判断の推移

(2023年5月現在)

発表月	2022年12月	2023年1月	2月	3月	4月	5月	前月との判断比較
総合判断	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きがみられる(✓)	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる	↑
生産活動	弱含みとなっている	弱い動きとなっている(△)	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	↑
個人消費	持ち直しの動きがみられる(✓)	緩やかに持ち直している(✓)	緩やかに持ち直している	持ち直している(✓)	持ち直している	持ち直している	↑
観光	緩やかに改善している(✓)	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	↑
公共工事	減少した(△)	減少した	減少した	減少した	減少した	減少した	↑
住宅建設	一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる(△)	持ち直しの動きに弱さがみられる	持ち直しの動きに弱さがみられる	弱まっている(△)	弱まっている	↑
民間設備投資	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	↑
雇用動向	緩やかに持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直しの動きがみられる	緩やかに持ち直しの動きがみられる	↑
企業倒産	件数、負債総額とも増加した	件数は減少、負債総額は増加した	件数、負債総額とも増加した	件数、負債総額とも増加した	件数は増加、負債総額は減少した	件数は増加、負債総額は減少した	△

注：下線部は、前月から判断を変更した部分。

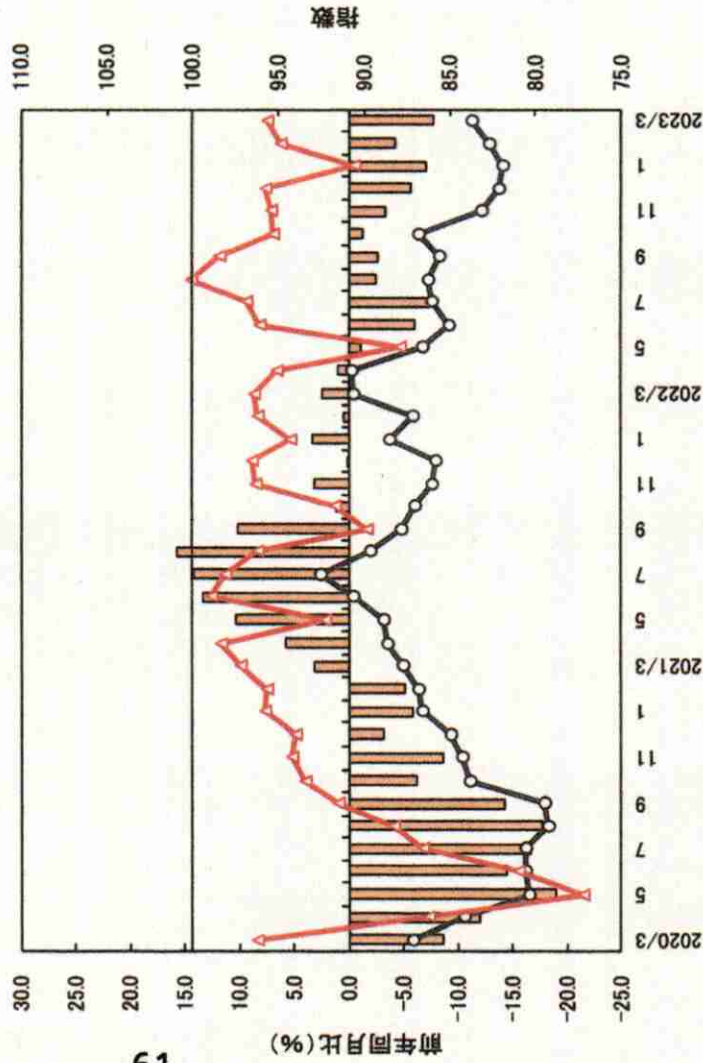
↑ 上方修正
 据え置き
 下方修正

生産活動 ~ 弱い動きとなっている ~

3月の鉱工業生産は、前月比+1.2%と2か月連続で上昇した。前年同月比は▲7.8%と11か月連続で低下した。上昇業種は、輸送機械工業など9業種となった。低下業種は、電気機械工業など6業種となった。

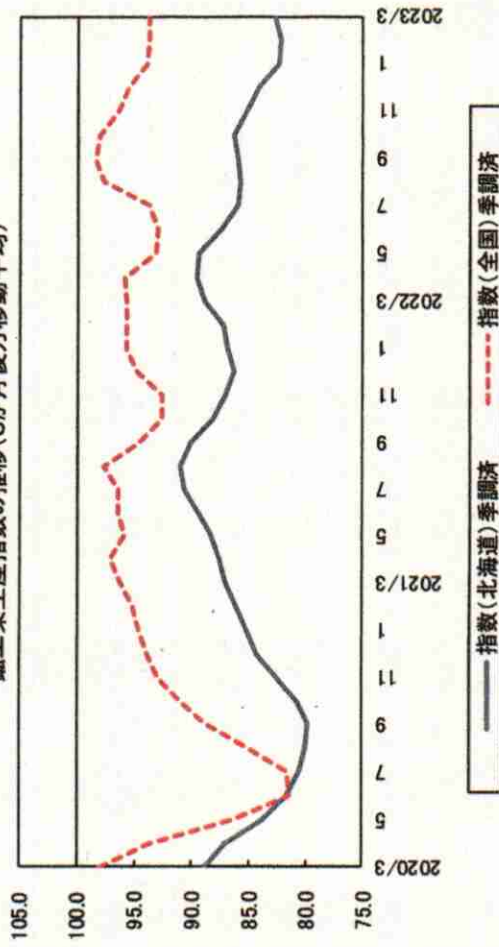
＜3月＞	
季節調整指数	
北海道 (速報)	83.7 (前月比+ 1.2%)
全国 (速報)	95.7 (前月比+ 0.8%)

鉱工業生産指数 (2015年=100.0)



	業種	前月比 (%)	前年同月比 (%)	主な品目
上昇業種 9業種	輸送機械工業	+ 9.1	▲ 0.9	自動車部品
	ハルブ・紙・紙加工品工業	+ 6.9	▲ 7.1	印刷用紙(塗工)
	食料品工業	+ 1.7	▲ 0.4	塩蔵品
低下業種 6業種	電気機械工業	▲ 4.6	▲ 14.7	電子部品

鉱工業生産指数の推移(3か月後方移動平均)

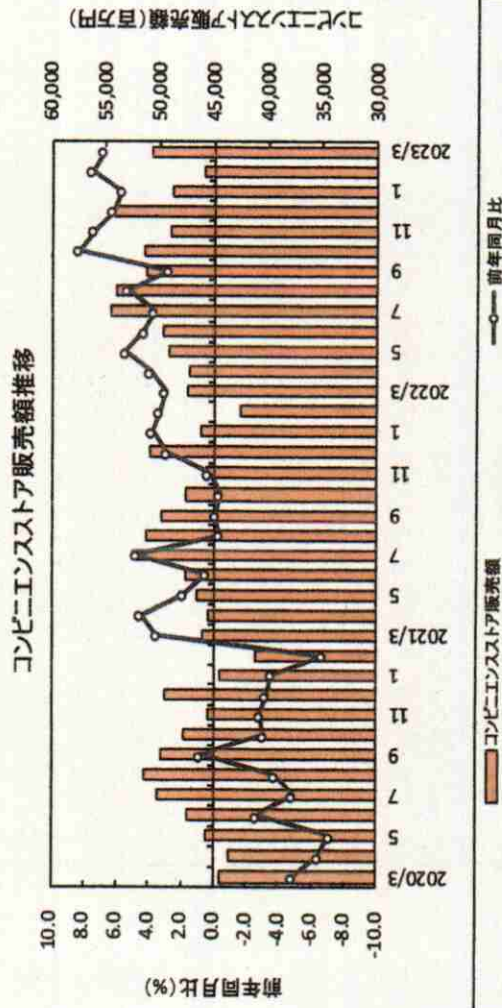
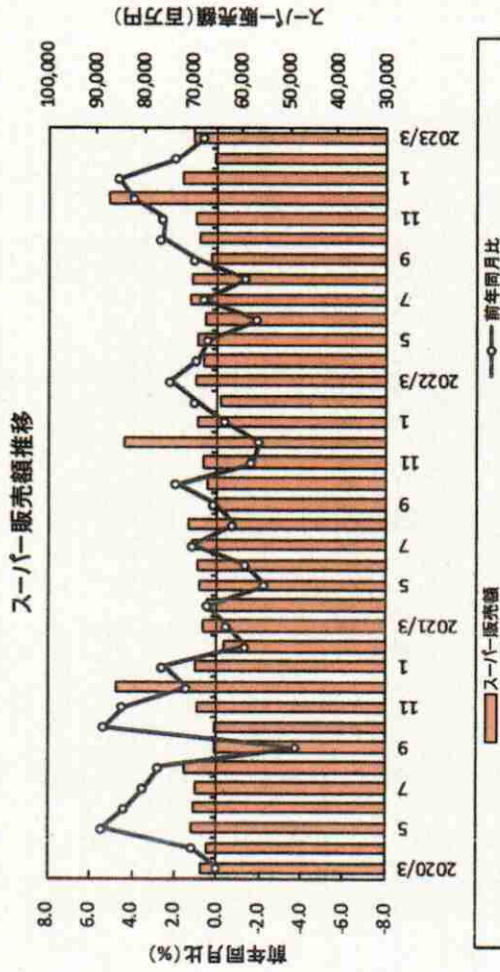
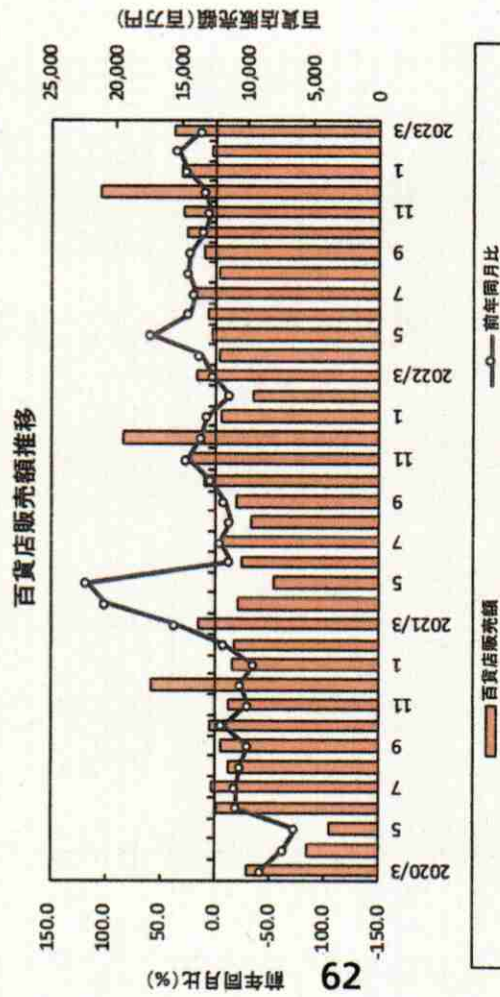


(資料：経済産業省、北海道経済産業局)

個人消費 ～持ち直している～

3月の個人消費は、家電が前年を下回ったものの、他の6業態は前年を上回った。

- ・百貨店は、全体的に売上げが好調で、前年同月比+11.9%と13か月連続で前年を上回った。
- ・スーパーは、値上げの影響で飲食料品の売上げが増加し、同+0.6%と7か月連続で前年を上回った。
- ・コンビニエンスストアは、同+6.8%と17か月連続で前年を上回った。

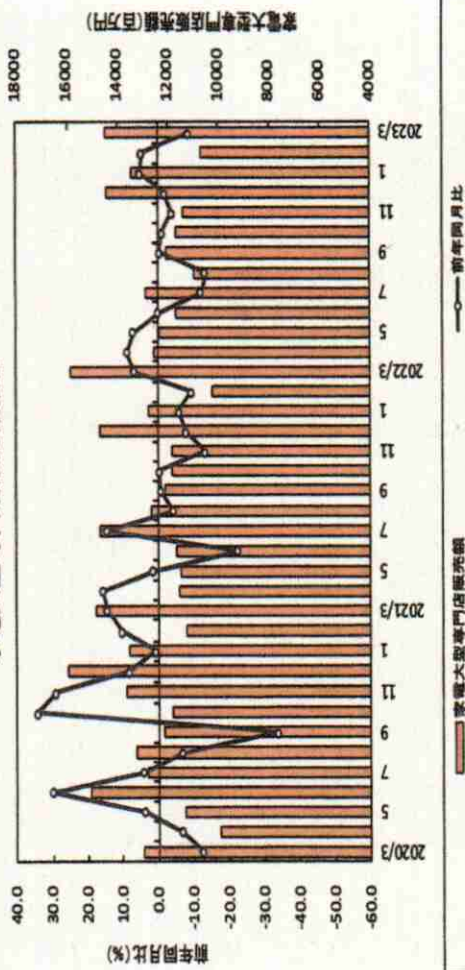


【ヒアリング内容】

- ・高級ブランド品の売上げは、国内富裕層向けに好調なほか、インバウンド向けも回復傾向にある。気温などの影響で旅行関連商品や春物の婦人服の売上げが良かった。
- ・また、化粧品品の売上げは国内客向けに回復傾向にある。(百貨店)
- ・値上げの影響で売上げが前年を上回った。一方で、プライベートブランド商品が伸びているほか、買上点数が減少するなか、ディスカウントストアの売上げが増加しており、お客様の節約志向が見られる。(スーパー)
- ・気温の高い日が多く、飲料やアイスの売上げが増加した。また、先月に引き続き人流増加により、おにぎりや弁当の売上げが好調だった。(コンビニエンスストア)

- ・家電大型専門店は、同▲8.9%と3か月ぶりに前年を下回った。ドラッグストアは、同+6.1%と9か月連続で前年を上回った。
- ・ホームセンターは、同+5.0%と2か月連続で前年を上回った。
- ・新車販売は、同+20.7%と7か月連続で前年を上回った。

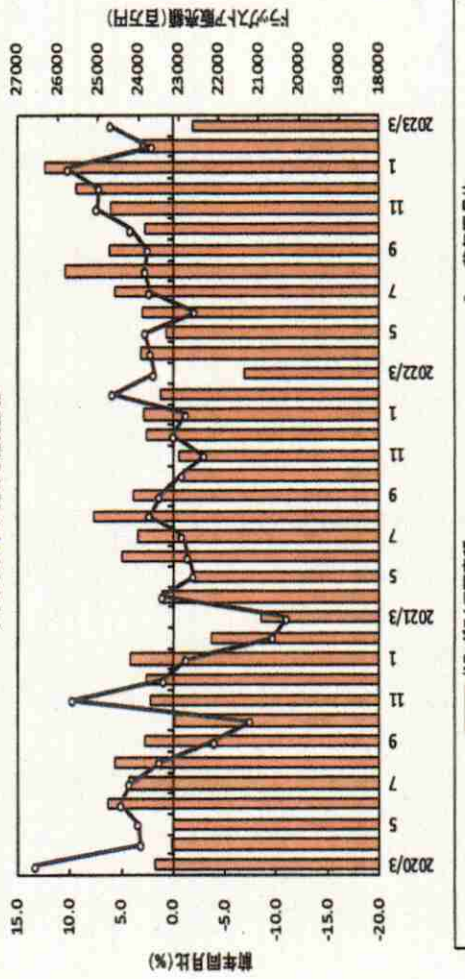
家電大型専門店販売額推移



(資料：北海道経済産業局)

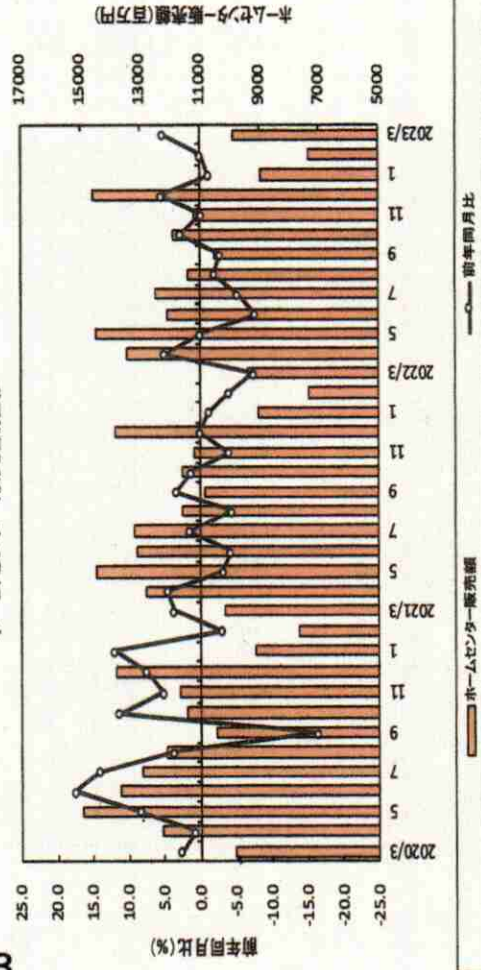
63

ドラッグストア販売額推移



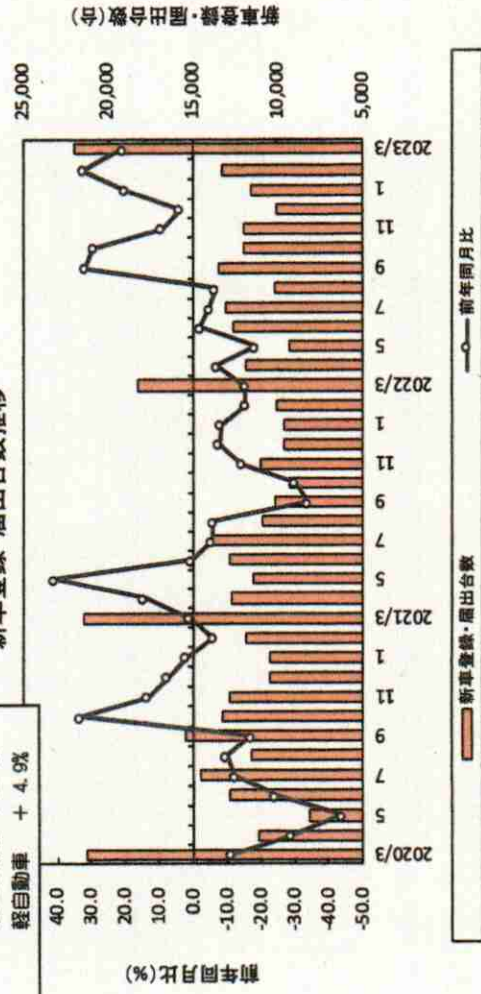
(資料：北海道経済産業局)

ホームセンター販売額推移



(資料：北海道経済産業局)

新車登録・届出台数推移



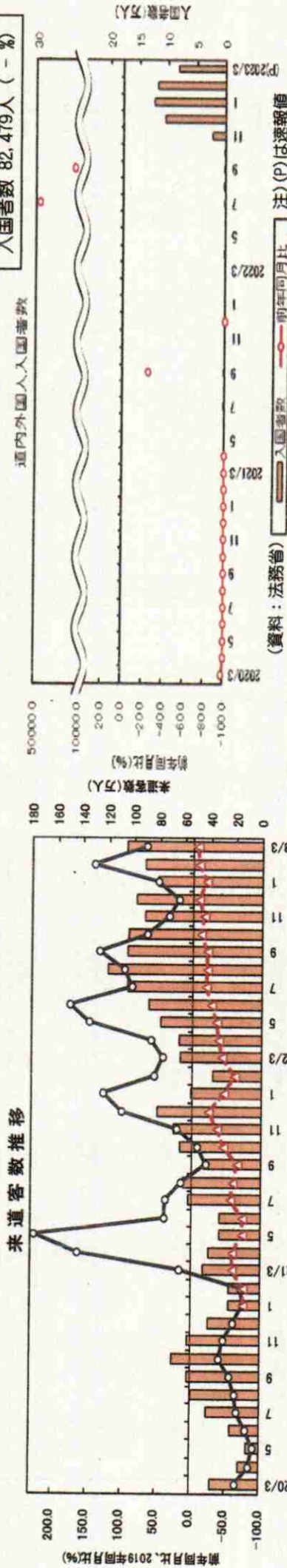
(資料：(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全国軽自動車協会連合会)

【ヒアリング内容】

- ・前年までエアコンの売れ行きが好調だった反動で、今年は売上げが減少した。(家電大型専門店)
- ・マスク着用が個人の判断となったことで、口元のメイクアップ商品を中心に、化粧品が先月に引き続き増加傾向となっている。食品は売上げが好調だった。(ドラッグストア)
- ・新学期等の準備時期であることに加え、ヘルメットの着用が努力義務となったことで、自転車関連用品の売上げが好調だった。また、天候に恵まれたことから例年よりも早く、家周辺の補修作業に使用する塗料・補修材の売上げが伸びた。(ホームセンター)

観光 ～ 緩やかに改善している～

3月の来道客数は、前年同月比+65.8% (2019年同月比▲6.2%) と17か月連続で前年を上回った。また、道内外国人入国者数は、82,479人であった。



<3月> 来道客数 1,059,198人 (+65.8%)
 ※北海道外から航空機(国内線)、JR(北海道新幹線)、フェリーを利用して来道した旅客数。
 ※道内で入国手続きを行った外国人数は含まない。

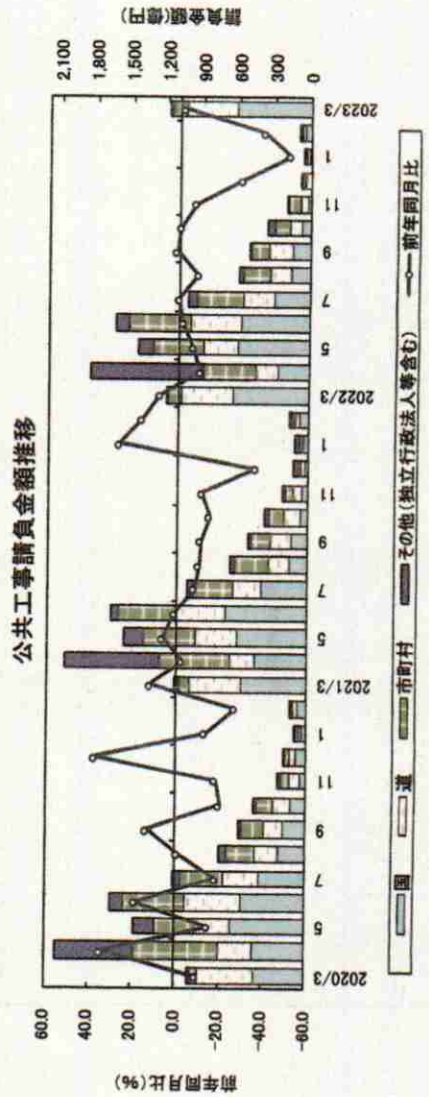
(資料: (公社)北海道観光振興機構)

【ヒアリング内容】

・昨年と異なり行動制限がなかったことや全国旅行支援のおかげで、3月上旬から卒業旅行や学生旅行を目的とした少人数グループの若者が、また、下旬からは春休みの家族旅行者が多くみられ、宿泊施設の稼働率も好調だった。インバウンドは、引き続き韓国や台湾などのアジア圏からの団体ツアー客や個人客がみられた。4月は、週末は満室近くの宿泊施設も多い中、平日は落ち着いてきた印象もある。(観光協会)

公共工事 ～ 減少した～

3月の公共工事請負金額は、市町村は前年を上回ったが、国、道は前年を下回り、前年同月比▲1.6%と6か月連続で前年を下回った。



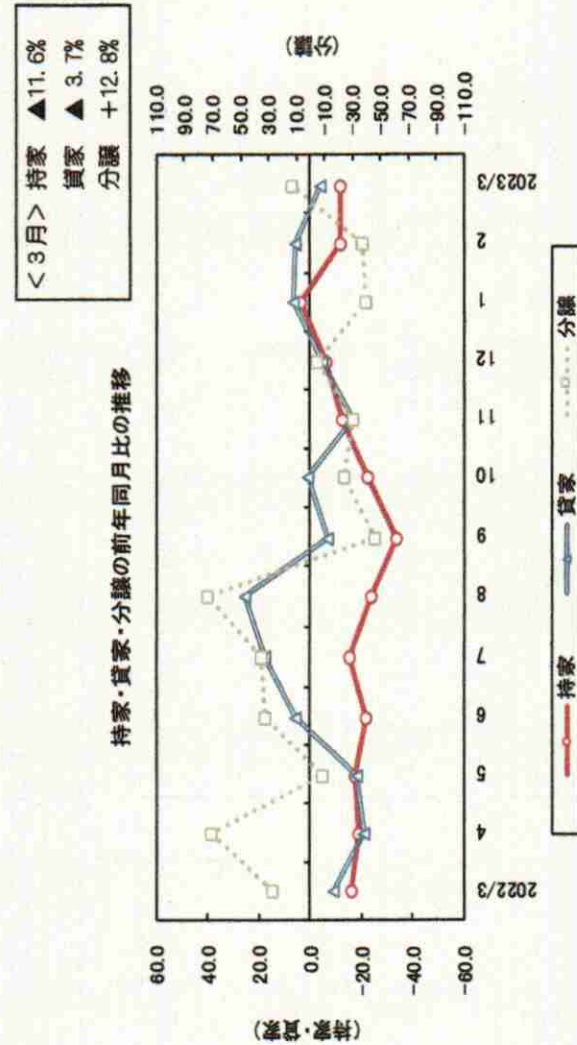
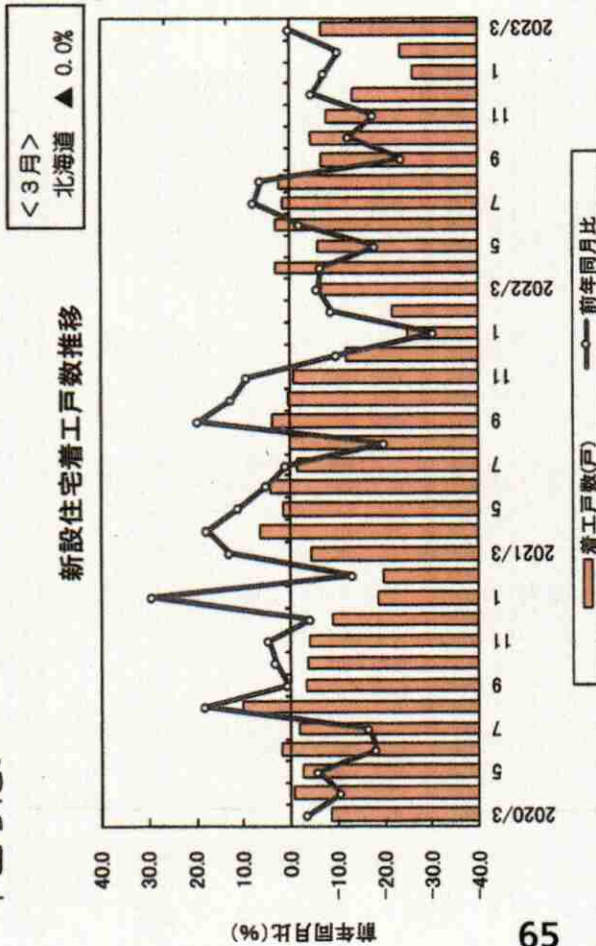
<3月>
 北海道 ▲ 1.6%
 (内) 国 ▲ 1.1% 道 ▲ 4.2% 市町村 + 3.7% その他 + 8.8%

(請負金額は国、道、市町村、独立行政法人等の合計額)

(資料: 北海道建設業信用保証(株)ほか2社)

住宅建設 ～ 弱まっている～

3月の新設住宅着工戸数は、分譲は前年を上回ったが、持家、貸家は前年を下回り、前年同月比▲0.0%と7か月連続で前年を下回った。



民間設備投資 ～ 増加している～

2022年度の設備投資計画は、全体で前年度比+12.6%と3年ぶりに前年度を上回った。なお、2023年度は前年度を下回る計画となっている。

日銀短観の設備投資動向

2023年4月8日発表

	2022年度	2023年度
北海道	+ 12.6%	+ 5.2%
製造業	+ 42.1%	+ 24.1%
非製造業	+ 3.4%	▲ 2.9%
全国	+ 11.4%	+ 3.9%

注) 土地投資額を含み、ソフトウェア投資額、研究開発投資額を除く。
注) 北海道は、電気・ガスを除くベース。

(資料: 日本銀行札幌支店)

法人企業景気予測調査(北海道・設備投資)

2023年3月13日発表

	2022年度	2023年度
全産業	+ 26.0%	▲ 5.0%
製造業	+ 34.7%	+ 60.0%
非製造業	+ 24.0%	▲ 22.0%

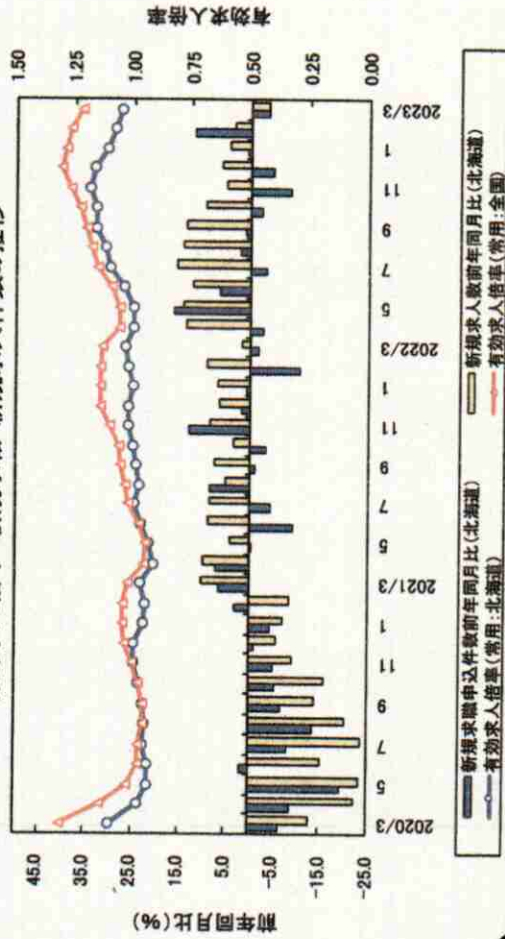
※数値は対前年比増減率。
注) ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く。
(資料: 北海道財務局)

(資料: 国土交通省)

雇用動向 ~ 緩やかに持ち直しの動きがみられる ~

3月の有効求人倍率は、1.05倍と前年同月差0.02ポイント上昇し、22か月連続で前年を上回った。

有効求人倍率・新規求職・新規求人件数の推移



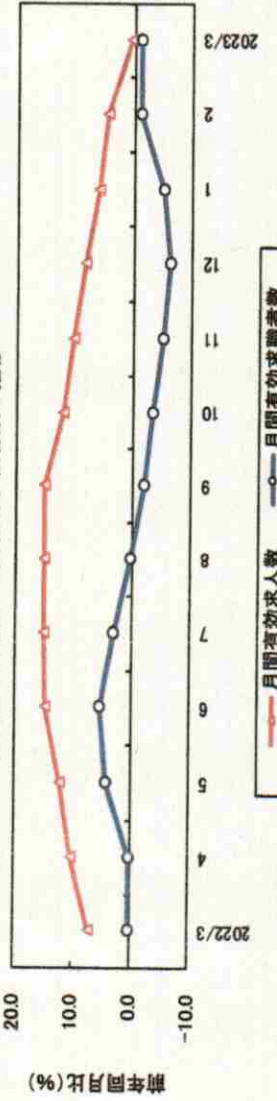
<3月>
北海道

有効求人倍率(常用) 1.05倍
新規求職人数(前年同月比) ▲ 3.6%
新規求職申込件数(前年同月比) ▲ 3.7%
有効求人倍率(常用) 1.22倍

<3月>

月間有効求職人数(前年同月比) + 0.7%
月間有効求職者数(前年同月比) ▲ 1.2%

月間有効求職人数・月間有効求職者数の推移

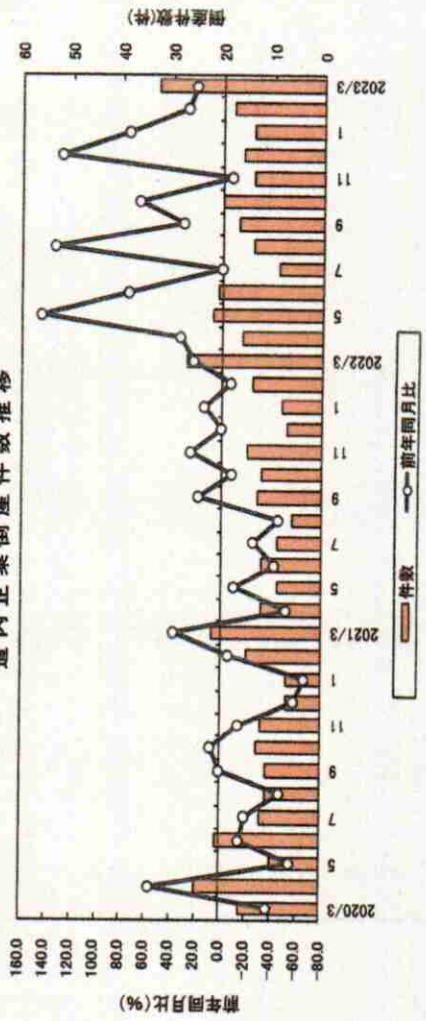


(資料:厚生労働省、北海道労働局)

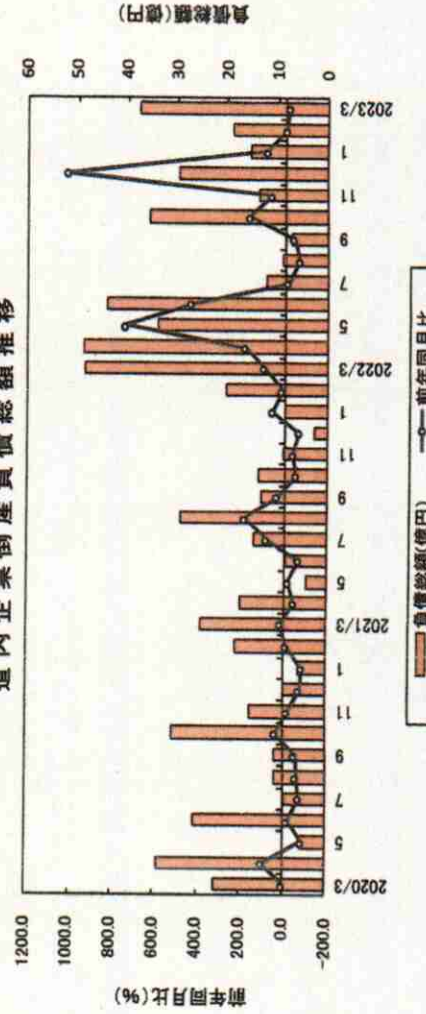
企業倒産 ~ 件数は増加、負債総額は減少した ~

3月の倒産件数は33件で、前年同月比+22.2% (6件増) と4か月連続で前年を上回った。また、負債総額は37.8億円

道内企業倒産件数推移



道内企業倒産負債総額推移



(資料: (株)東京商工リサーチ)

～ 主要経済指標 (1) ～

	鉱工業指数										百貨店・スーパー販売額										
	生産指数					国					百貨店					スーパー					
	北海道		全		前		前		前		北海道		百貨店		スーパー		北海道		スーパー		
	2015年=100	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	前期比	
2021年	88.2	-	95.7	5.6	976,576	0.3	0.2	4.4	4.4	831,375	▲ 0.4	▲ 0.5	839,699	▲ 1.0	1.3	833,277	▲ 0.2	▲ 0.3	844,554	▲ 1.4	1.8
2022年	86.4	-	95.6	▲ 0.1	1,003,555	2.8	3.1	12.8	12.8	163,856	12.8	12.8	171,697	18.6	19.3 p	202,995	▲ 1.2	▲ 1.2	204,328	▲ 0.2	0.0
2021年度	88.6	-	95.5	5.8	978,041	0.8	0.8	7.1	7.1	144,763	7.1	7.1	144,763	7.1	7.1	206,893	0.0	0.5	206,893	0.0	0.5
2022年度	85.0	-	95.3	▲ 0.2	1,016,251	3.9	4.4 p	18.6	19.3 p	171,697	18.6	19.3 p	225,483	22.1	25.0 p	225,483	3.1	3.8	225,483	3.1	3.8
2023年	88.8	2.9	95.7	0.8	238,488	0.6	0.5	▲ 1.2	▲ 1.2	35,493	▲ 1.2	▲ 1.2	43,334	22.1	25.0 p	207,850	2.4	2.9	207,850	2.4	2.9
I期	87.5	▲ 1.5	93.1	▲ 2.7	242,249	3.5	3.7	29.0	29.0	37,921	29.0	29.0	37,921	29.0	29.0	69,560	2.2	2.5	69,560	2.2	2.5
II期	86.0	▲ 1.7	98.5	5.8	246,634	2.9	3.4	21.3	21.3	39,741	21.3	21.3	39,741	21.3	21.3	67,768	0.9	1.4	67,768	0.9	1.4
III期	84.1	▲ 2.2	95.5	▲ 3.0	276,185	3.9	4.5	7.6	7.6	50,702	7.6	7.6	50,702	7.6	7.6	68,934	0.4	0.5	68,934	0.4	0.5
IV期	82.8	▲ 1.5	93.8	▲ 1.8	251,184	5.3	6.2 p	22.1	22.1	43,334	22.1	22.1	43,334	22.1	22.1	67,627	▲ 1.9	▲ 1.7	67,627	▲ 1.9	▲ 1.7
I期	90.7	4.0	96.5	0.3	83,490	2.1	2.4	1.7	1.7	13,930	1.7	1.7	13,930	1.7	1.7	70,449	0.6	0.6	70,449	0.6	0.6
3月	90.8	0.1	95.1	▲ 1.5	79,982	2.6	3.0	13.1	13.1	12,214	13.1	13.1	12,214	13.1	13.1	70,127	▲ 1.4	▲ 0.7	70,127	▲ 1.4	▲ 0.7
4月	86.6	▲ 4.6	88.0	▲ 7.5	81,658	6.4	6.5	57.4	57.4	12,724	57.4	57.4	12,724	57.4	57.4	68,934	0.4	0.5	68,934	0.4	0.5
5月	85.1	▲ 1.7	96.1	9.2	80,609	1.5	1.6	23.6	23.6	12,982	23.6	23.6	12,982	23.6	23.6	67,627	▲ 1.9	▲ 1.7	67,627	▲ 1.9	▲ 1.7
6月	86.1	1.2	96.9	0.8	84,690	3.1	3.2	17.8	17.8	14,241	17.8	17.8	14,241	17.8	17.8	70,449	0.6	0.6	70,449	0.6	0.6
7月	86.3	0.2	100.2	3.4	82,264	1.7	2.3	24.2	24.2	12,136	24.2	24.2	12,136	24.2	24.2	70,127	▲ 1.4	▲ 0.7	70,127	▲ 1.4	▲ 0.7
8月	85.6	▲ 0.8	98.5	▲ 1.7	79,680	4.1	4.7	22.6	22.6	13,364	22.6	22.6	13,364	22.6	22.6	66,316	1.0	1.6	66,316	1.0	1.6
9月	86.9	1.5	95.3	▲ 3.2	83,262	3.7	4.2	9.3	9.3	14,599	9.3	9.3	14,599	9.3	9.3	68,663	2.6	3.2	68,663	2.6	3.2
10月	83.2	▲ 4.3	95.5	0.2	84,248	2.8	3.4	4.0	4.0	14,869	4.0	4.0	14,869	4.0	4.0	69,379	2.5	3.3	69,379	2.5	3.3
11月	82.1	▲ 1.3	95.8	0.3	108,674	4.9	5.5	9.1	9.1	21,233	9.1	9.1	21,233	9.1	9.1	87,441	3.9	4.7	87,441	3.9	4.7
12月	81.9	▲ 0.2	90.7	▲ 5.3	87,341	7.6	8.3	25.0	25.0	15,023	25.0	25.0	15,023	25.0	25.0	72,318	4.6	5.4	72,318	4.6	5.4
2023年	82.7	1.0	94.9	4.6	78,283	6.0	7.1	33.4	33.4	12,729	33.4	33.4	12,729	33.4	33.4	65,554	1.9	2.5	65,554	1.9	2.5
1月	83.7	1.2	95.7	0.8	85,560	2.5	3.3 p	11.9	11.9	15,581	11.9	11.9	15,581	11.9	11.9	69,978	0.6	0.8	69,978	0.6	0.8
2月																					
3月																					

経済産業省、北海道経済産業局

(注) 鉱工業指数の年、年度、前年同月比は原指数による。
 百貨店・スーパー販売額については、2020年3月に対象事業所の見直しを行ったため、これに関わる前年(度、同期、同月)比増減率は、
 ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。
 "p" は速報値、"r" は修正値を表す。

～ 主要経済指標 (2) ～

	コンビニエンスストア販売額				専門量販店販売額				乗用車新車登録台数											
	北海道				北海道				北海道				北海道							
	百万円		前年同月比%		百万円		前年同月比%		百万円		前年同月比%		百万円		前年同月比%		百万円		前年同月比%	
	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%	百万円	前年同月比%
2021年	569,353	0.6	152,312	▲ 0.4	280,867	▲ 2.1	139,631	0.2	145,593	▲ 5.6	54,767	4.3	42,039	▲ 17.8	48,787	▲ 3.7				
2022年	596,703	4.8	148,775	▲ 2.3	289,141	2.9	137,823	▲ 1.3	142,264	▲ 2.3	53,425	▲ 2.5	42,422	0.9	46,417	▲ 4.9				
2021年度	573,792	2.0	151,468	▲ 2.9	282,274	0.2	138,437	▲ 1.4	139,543	▲ 9.4	52,510	▲ 2.1	41,290	▲ 15.0	45,743	▲ 11.6				
2022年度	605,785	5.6p	148,484	▲ 2.0p	293,364	3.9p	138,186	▲ 0.2	151,183	8.3	59,959	14.2	43,354	5.0	47,870	4.6				
2022年	136,169	3.4	38,879	▲ 2.1	68,718	2.1	25,824	▲ 4.4	37,785	▲ 13.8	14,070	▲ 13.8	11,349	▲ 6.2	12,366	▲ 19.8				
Ⅱ期	146,125	4.6	36,534	5.2	71,174	0.9	39,992	▲ 1.0	33,747	▲ 8.7	12,173	▲ 11.3	10,843	1.9	10,731	▲ 14.7				
Ⅲ期	159,740	3.9	35,893	▲ 9.1	75,153	2.5	34,388	▲ 3.4	36,729	5.3	14,570	8.4	10,811	3.0	11,348	3.9				
Ⅳ期	154,669	7.3	37,469	▲ 2.4	74,096	6.3	37,619	2.8	34,003	13.5	12,612	11.9	9,419	7.0	11,972	21.3				
2023年	145,251	6.7p	38,588	▲ 0.7p	72,941	6.1p	26,187	1.4	46,704	23.6	20,604	46.4	12,281	8.2	13,819	11.7				
2022年	47,424	3.0	15,885	6.8	21,352	1.9	9,407	▲ 7.5	18,176	▲ 15.5	7,225	▲ 9.0	5,224	▲ 16.9	5,727	▲ 21.4				
3月	47,300	3.9	12,562	8.8	23,943	2.2	13,432	4.8	11,845	▲ 6.8	4,497	▲ 2.5	3,767	▲ 2.1	3,581	▲ 15.6				
4月	49,093	5.5	12,313	6.9	23,318	2.8	14,478	▲ 0.0	9,297	▲ 18.4	3,274	▲ 19.2	2,905	▲ 6.6	3,118	▲ 26.3				
5月	49,732	4.3	11,659	▲ 0.2	23,913	▲ 2.1	12,082	▲ 7.8	12,605	▲ 1.9	4,402	▲ 13.0	4,171	13.4	4,032	▲ 1.8				
6月	54,511	3.7	12,904	▲ 12.3	24,578	2.3	12,487	▲ 5.2	13,098	▲ 4.8	5,145	▲ 1.0	3,944	▲ 13.4	4,009	0.0				
7月	53,998	5.3	10,948	▲ 13.6	25,834	2.8	11,373	▲ 2.0	10,190	▲ 6.6	4,012	▲ 1.3	3,084	▲ 7.1	3,094	▲ 12.3				
8月	51,231	2.8	12,041	▲ 0.4	24,741	2.5	10,528	▲ 2.8	13,441	31.9	5,413	29.4	3,783	44.2	4,245	25.4				
9月	51,478	8.3	11,668	▲ 1.2	23,845	4.1	11,887	2.7	11,982	29.3	4,268	20.4	3,657	35.6	4,057	34.1				
10月	49,069	7.4	11,376	▲ 3.9	24,707	7.4	11,182	▲ 0.1	12,014	9.1	4,291	11.2	3,352	0.1	4,371	14.9				
11月	54,122	6.2	14,425	▲ 2.0	25,544	7.2	14,550	5.3	10,007	3.5	4,053	4.8	2,410	▲ 12.7	3,544	16.5				
12月	48,782	5.7	13,424	5.2	26,338	10.2	8,945	▲ 1.2	11,504	19.8	4,984	40.8	2,596	▲ 16.4	3,924	32.8				
2023年	45,798	7.5	10,691	4.5	23,955	2.1	7,363	0.0	13,256	32.4	5,920	79.1	3,447	14.2	3,889	5.5				
1月	50,671	6.8p	14,473	▲ 8.9p	22,648	6.1p	9,879	5.0	21,944	20.7	9,700	34.3	6,238	19.4	6,006	4.9				

(一社) 日本自動車販売協会連合会、(一社) 全国軽自動車協会連合会

経済産業省、北海道経済産業局

(注) "p" は速報値、"r" は修正値を表す。

出典

～ 主要経済指標 (3) ～

出典	来道客数		道内外国人 入国者数		公共工事請負金額		新設住宅 着工戸数		有効求人倍率 (常用)		企業倒産件数 (負債総額1,000 万円以上)	
	北海道		北海道		北海道		北海道		北海道		北海道	
	千人	前年同 月比%	千人	前年同 月比%	百万円	前年同 月比%	戸	前年同 月比%	倍	倍	件	前年同 月比%
2021年	5,749	▲ 3.8	0	▲ 100.0	948,339	▲ 2.9	32,880	4.9	0.97	1.03	139	▲ 20.6
2022年	10,137	76.3	134	1674400.0	920,664	▲ 2.9	29,804	▲ 9.4	1.08	1.16	198	42.4
2021年度	6,376	38.6	0	▲ 57.1	962,717	▲ 2.0	32,091	1.0	0.98	1.05	144	▲ 13.3
2022年度	11,361	78.2p	458	7640366.7	906,498	▲ 5.8	29,576	▲ 7.8	1.09	1.19	214	48.6
2022年	1,565	66.8	0	▲ 100.0	148,989	10.7	4,976	▲ 13.7	1.01	1.14	49	11.4
I期	2,314	121.6	0	-	492,178	▲ 6.2	8,995	▲ 8.9	1.01	1.07	59	78.8
II期	3,313	103.8	4	68133.3	214,040	▲ 2.1	8,782	▲ 4.2	1.13	1.17	40	42.9
III期	2,945	37.6	130	-	65,461	▲ 7.4	7,051	▲ 12.6	1.17	1.27	50	47.1
2023年	2,790	78.3p	324	-	134,818	▲ 9.5	4,748	▲ 4.6	1.08	1.26	65	32.7
I期	639	41.9	0	-	121,013	8.6	2,492	▲ 6.1	1.03	1.13	27	22.7
3月	648	58.9	0	-	184,734	▲ 9.8	3,233	▲ 6.8	1.00	1.06	16	33.3
4月	785	147.9	0	-	144,186	▲ 6.3	2,539	▲ 18.3	1.00	1.06	22	144.4
5月	881	175.6	0	-	163,257	▲ 1.6	3,223	▲ 2.4	1.04	1.09	21	75.0
6月	1,054	86.4	1	46700.0	102,650	0.3	3,103	7.4	1.10	1.15	9	0.0
7月	1,205	97.4	2	-	59,855	▲ 8.6	3,180	6.1	1.12	1.18	14	133.3
8月	1,053	134.1	0	14833.3	51,534	1.5	2,499	▲ 23.9	1.16	1.20	17	30.8
9月	1,044	64.7	2	-	36,857	▲ 0.2	2,657	▲ 12.7	1.16	1.23	20	66.7
10月	918	33.0	23	-	19,921	▲ 7.6	2,407	▲ 17.9	1.19	1.27	14	▲ 6.7
11月	983	20.4	105	-	8,682	▲ 28.8	1,987	▲ 5.0	1.17	1.31	16	128.6
12月	816	48.9	124	-	5,726	▲ 50.7	1,033	▲ 7.4	1.11	1.29	14	75.0
2023年	915	141.9	118	-	10,031	▲ 38.7	1,224	▲ 10.5	1.08	1.27	18	28.6
1月	1,059	65.8p	82	-	119,060	▲ 1.6	2,491	▲ 0.0	1.05	1.22	33	22.2
2月												
3月												
出典	(公社)北海道 観光振興機構		法務省		北海道建設業 信用保証(株)ほか2社		国土交通省		厚生労働省、 北海道労働局		(株)東京商工 リサーチ	

(注) "p" は速報値、"r" は修正値を表す。



2023年5月15日
日本銀行札幌支店

北海道金融経済概況

2023年4月

資料No. 17

〈当店ホームページ〉



〈本件に関するお問い合わせ先〉
日本銀行札幌支店 営業課（電話011-241-5232）
ホームページアドレス <https://www3.boj.or.jp/sapporo/>

全体感

北海道の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、個人消費は、緩やかに増加している。観光は、持ち直している。設備投資は、緩やかに持ち直している。公共投資は、持ち直しつつある。住宅投資は、減少している。生産は、横ばい圏内の動きとなっている。輸出は、高水準で推移している。

雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している。

項目別判断の前回との比較

	前回	今回	変化
総括判断	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→
公共投資	弱めの動きとなっている。	持ち直しつつある。	↑
輸出	高水準で推移している。	高水準で推移している。	→
設備投資	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→
個人消費	緩やかに増加している。	緩やかに増加している。	→
住宅投資	減少している。	減少している。	→
生産	横ばい圏内の動きとなっている。	横ばい圏内の動きとなっている。	→
雇用・所得	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに改善している。	緩やかに改善している。	↑

総括判断の推移

		総括判断	
公表日	前回比		
2021年 3月	→	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、持ち直しの動きが足踏みしている	同上
4月	→	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、横ばい圏内の動きとなっている	同上
5月	→		同上
6月	→		同上
7月	→		同上
8月	(→)		(同上)
9月	→		同上
10月	→		同上
11月	→		同上
12月	↗	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しの動きがみられている	同上
2022年 1月	→		同上
2月	↘	新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強まっており、持ち直しの動きが一服している	同上
3月	→	新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している	同上
4月	→		同上
5月	↗	新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している	同上
6月	→		同上
7月	→	緩やかに持ち直している	(同上)
8月	(→)		同上
9月	→		同上
10月	→		同上
11月	→		同上
12月	→		同上
2023年 1月	→		同上
2月	→		同上
3月	→		同上
4月	→		同上

各論

1. 需要項目別動向

公共投資は、持ち直しつつある。

公共工事請負金額は、概ね前年並みとなっている。

輸出は、高水準で推移している。

食料品を中心に、高水準で推移している。

設備投資は、緩やかに持ち直している。

3月短観（北海道地区）における2022年度の設備投資は、前年を上回る計画となっている。2023年度の設備投資は、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかに増加している。

百貨店は、緩やかに持ち直している。スーパーは、増勢が鈍化している。コンビニエンスストアは、増加している。ドラッグストアは、増加している。家電販売は、横ばい圏内の動きとなっている。乗用車販売は、持ち直している。サービス消費は、持ち直している。

観光は、持ち直している。

住宅投資は、減少している。

新設住宅着工戸数をみると、持家、分譲は、減少している。貸家は、下げ止まりつつある。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、横ばい圏内の動きとなっている。

主要業種別にみると、輸送機械では、持ち直している。食料品、電気機械では、横ばい圏内の動きとなっている。紙・パルプでは、低水準で推移している。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年比が前月を下回った。

5. 企業倒産

企業倒産は、低水準で推移している。

6. 金融情勢

預金残高は、個人預金を中心に増加している。

貸出残高は、前年を上回っており、高水準で推移している。

貸出金利は、既往ポトムの水準で推移している。

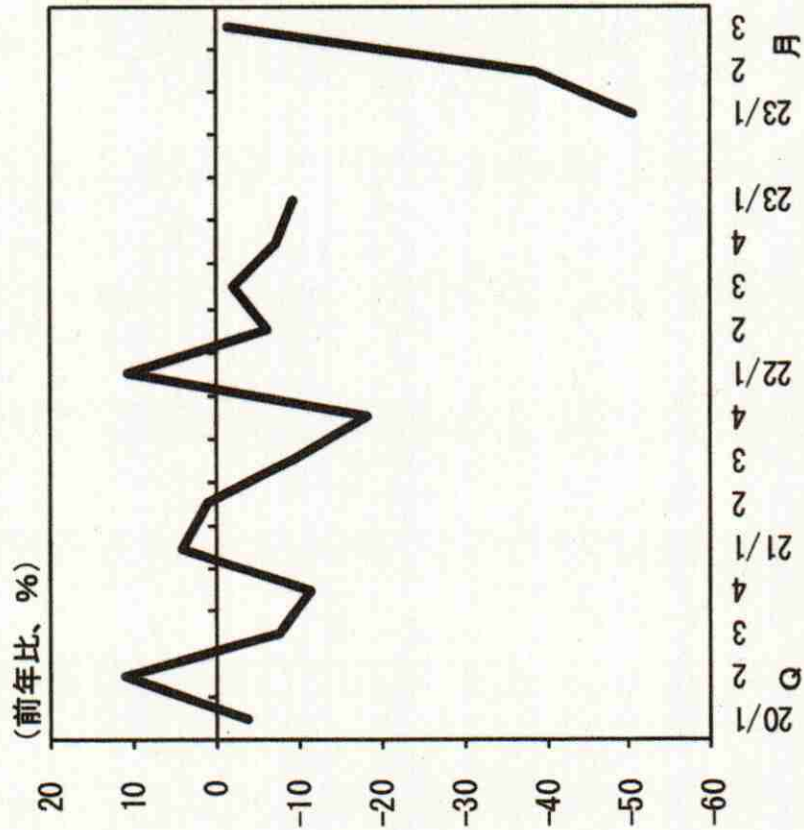
2023年5月15日
日本銀行札幌支店

参考図表

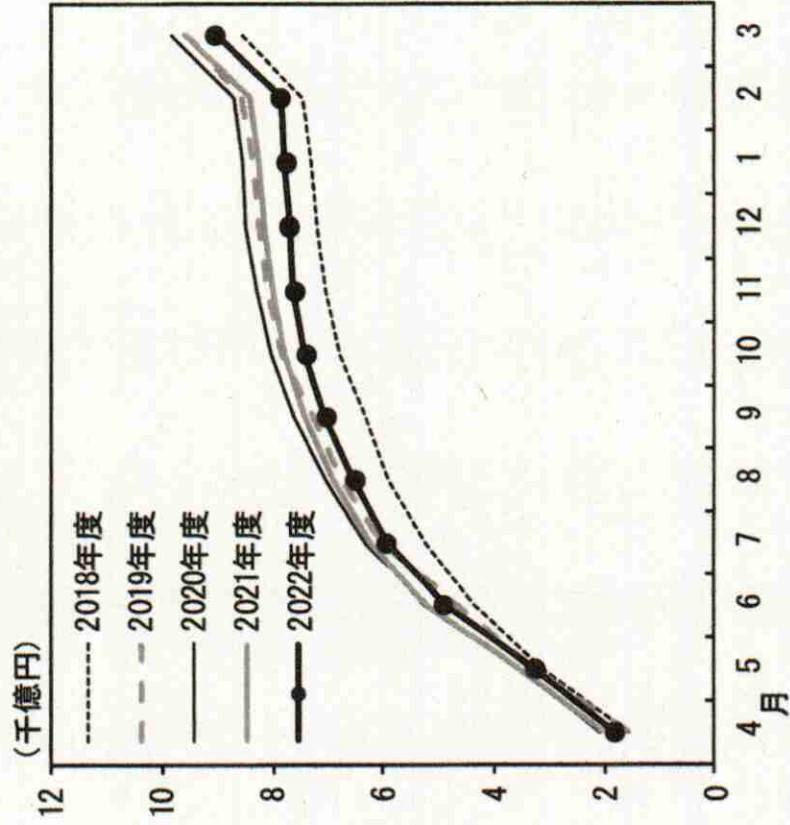


[公共投資]

(1) 公共工事請負金額



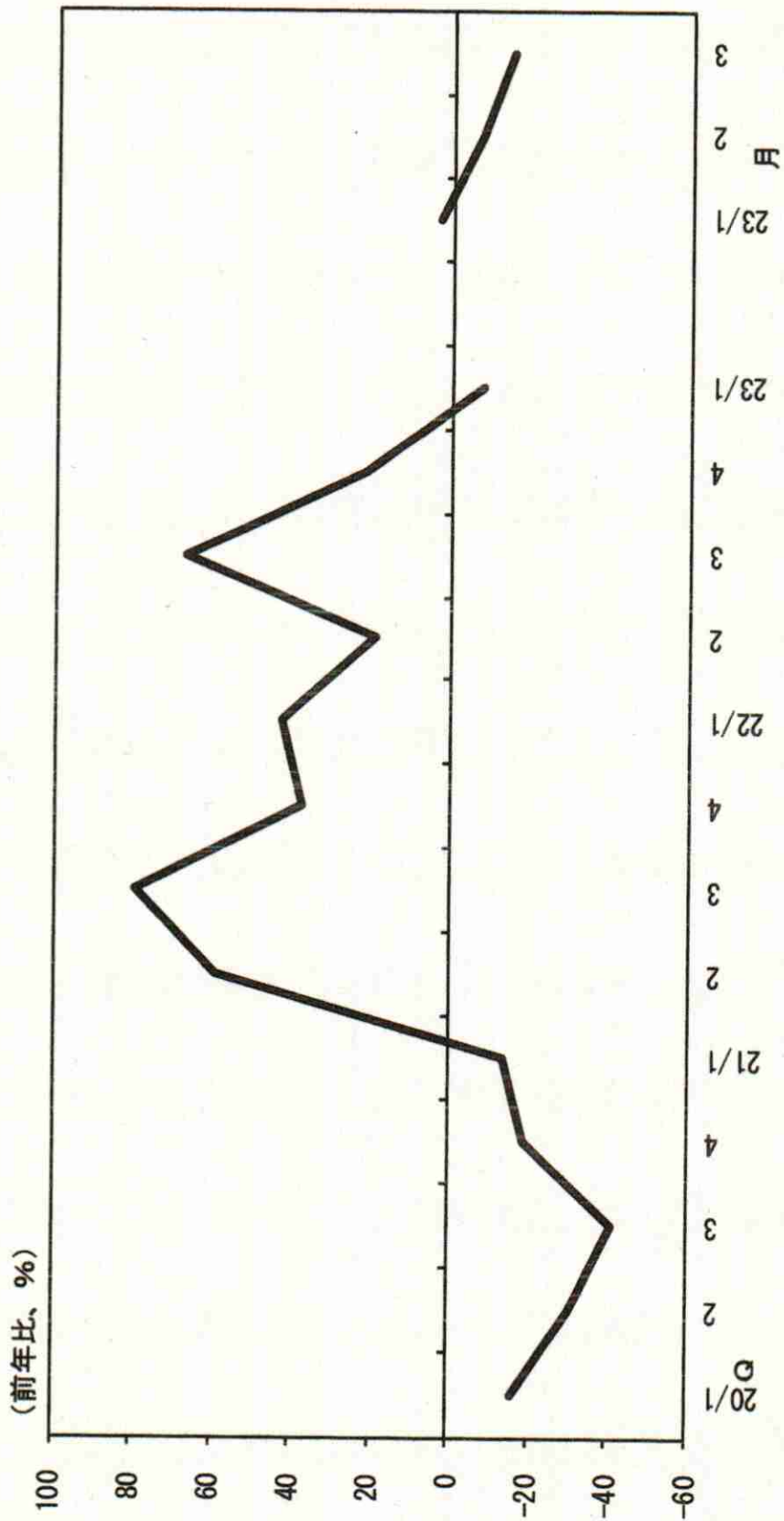
(2) 公共工事請負金額
 <年度累計の月次推移>



(出所) 北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱

[輸出]

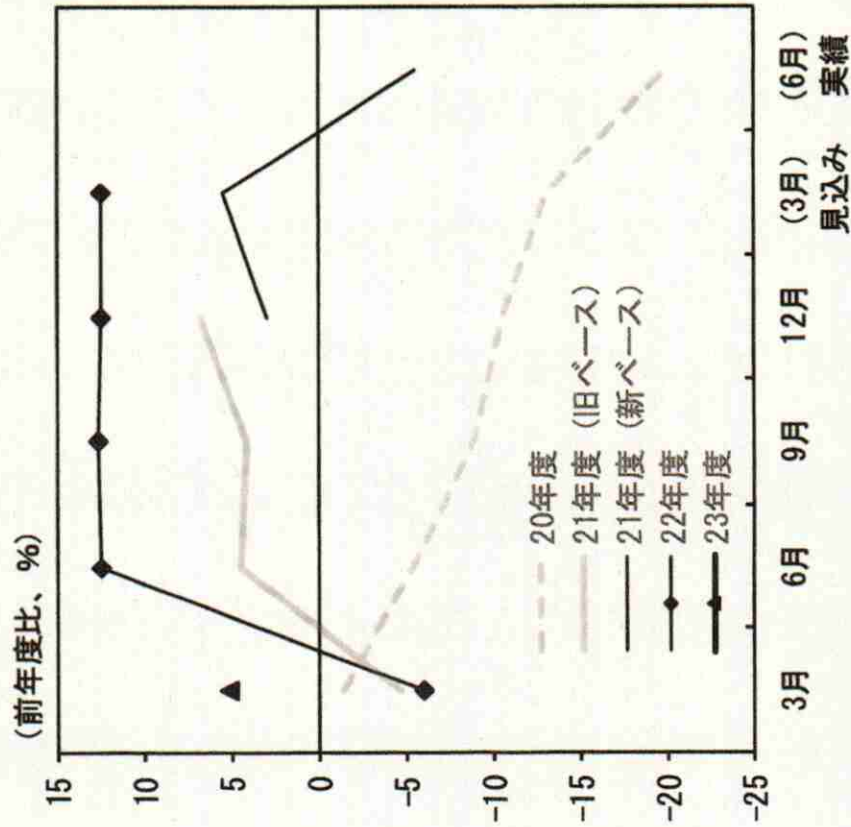
輸出額



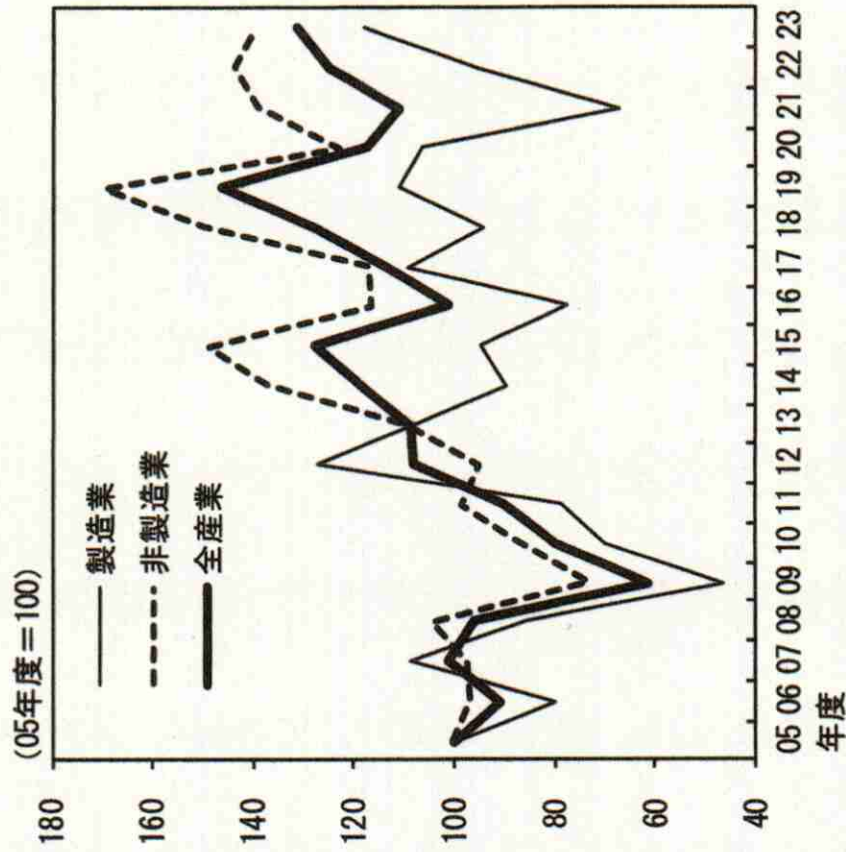
(注) 直近月は速報値
(出所) 函館税関

[設備投資]

(1) 短観・設備投資額 (含む土地投資額) の足取り



(2) 短観・設備投資額の水準

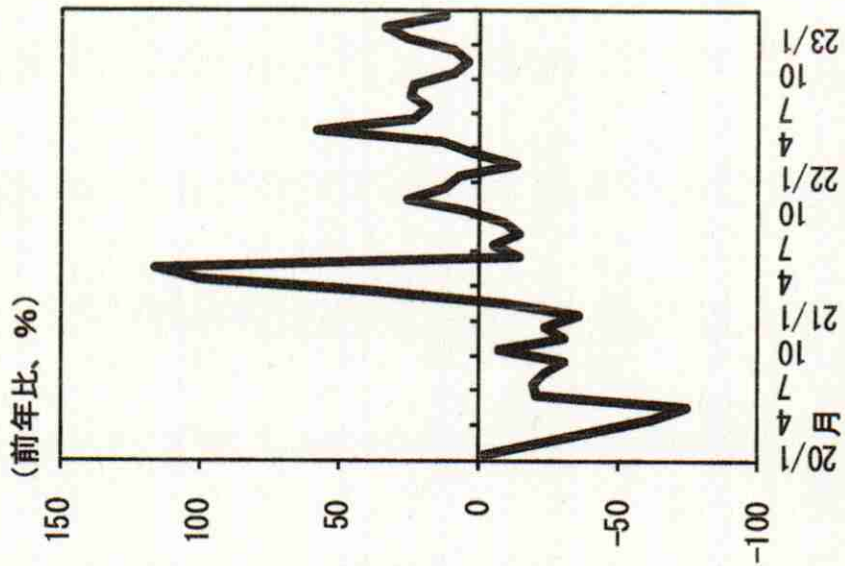


(注) 1. (1) は、電気・ガスを除く全産業ベース。
 2. (2) は、前年度比増減率からの遡及算出値 (22年度、23年度は、23/3月調査における計画値)。
 3. (2) の全産業、非製造業は、電気・ガスを除くベース。

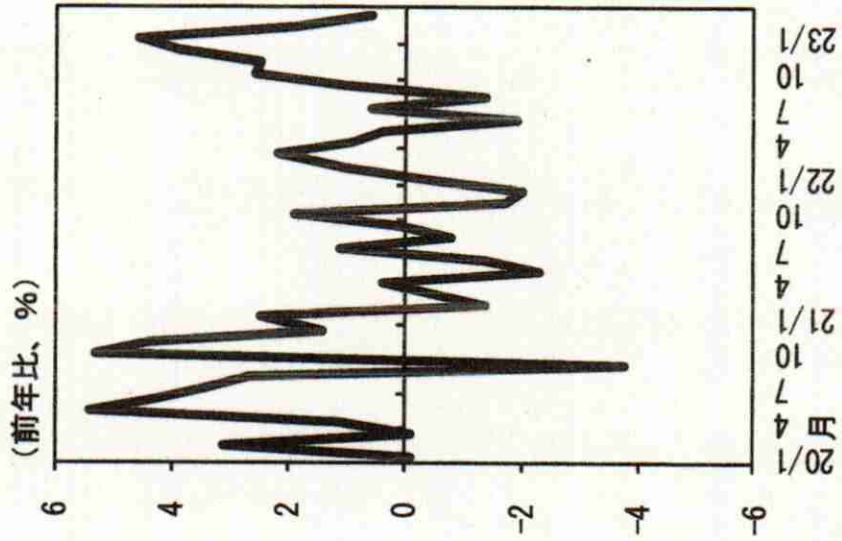
(出所) 日本銀行札幌支店

[個人消費]

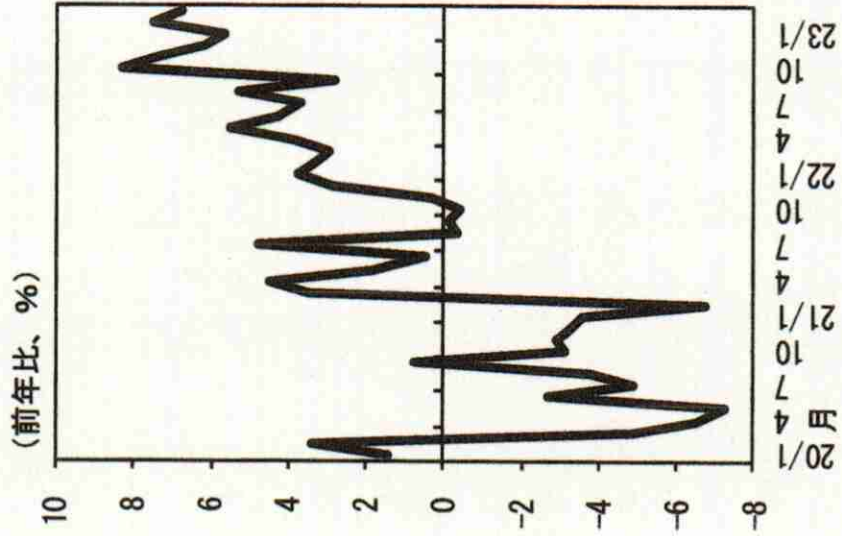
(1) 百貨店販売額



(2) スーパー販売額



(3) コンビニエンスストア販売額

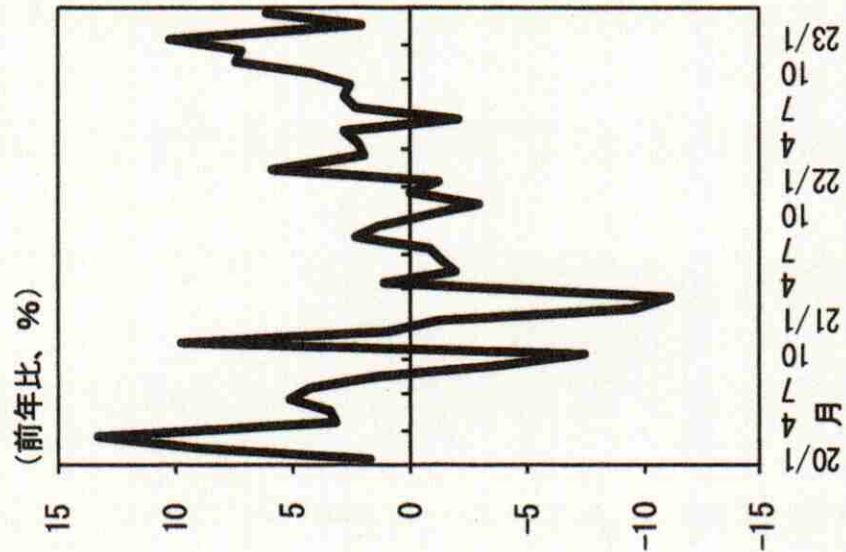


(注) 全店ベース。
直近月は速報値。

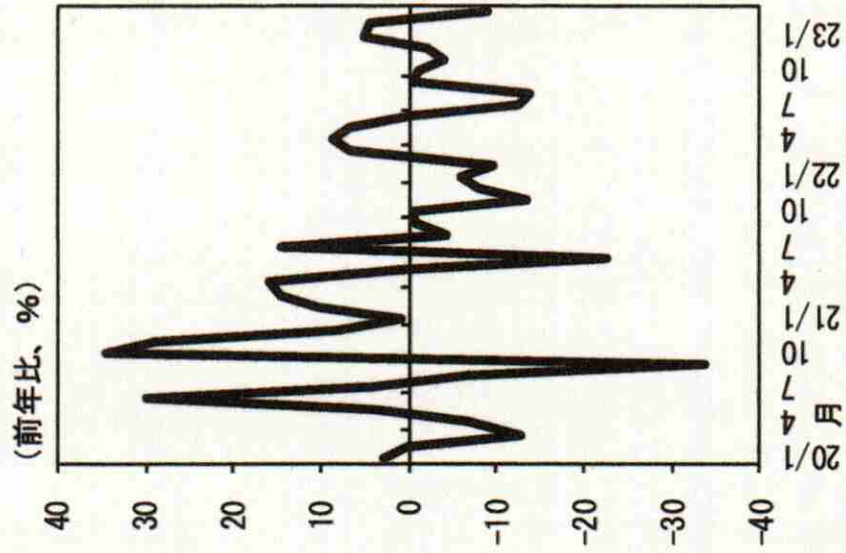
(出所) 経済産業省

[個人消費]

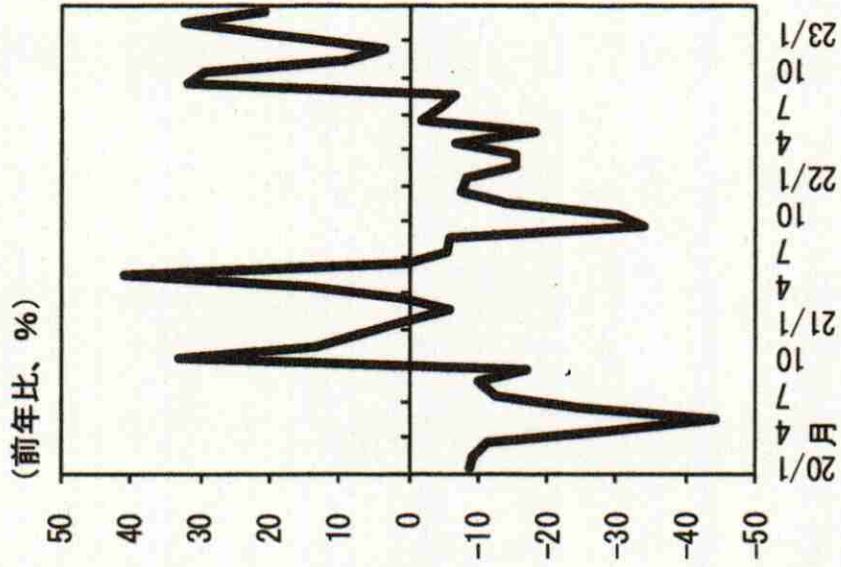
(4) ドラッグストア販売額



(5) 家電販売額



(6) 乗用車新車登録台数

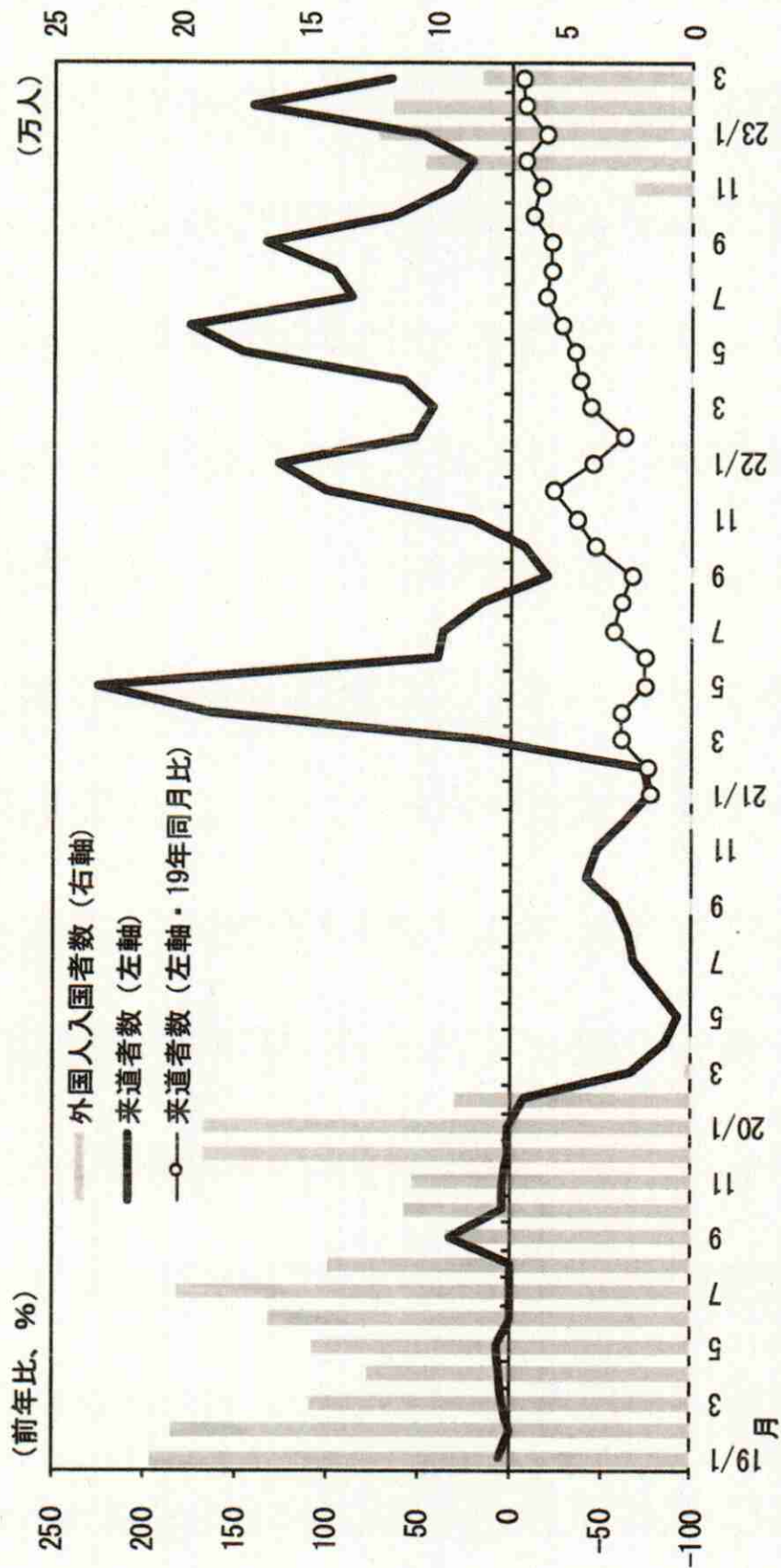


(注) (4)、(5)の直近月は速報値。

(出所) 経済産業省、(一社) 日本自動車販売協会連合会、(一社) 全国軽自動車協会連合会

[観光]

来道者数、外国人入国者数

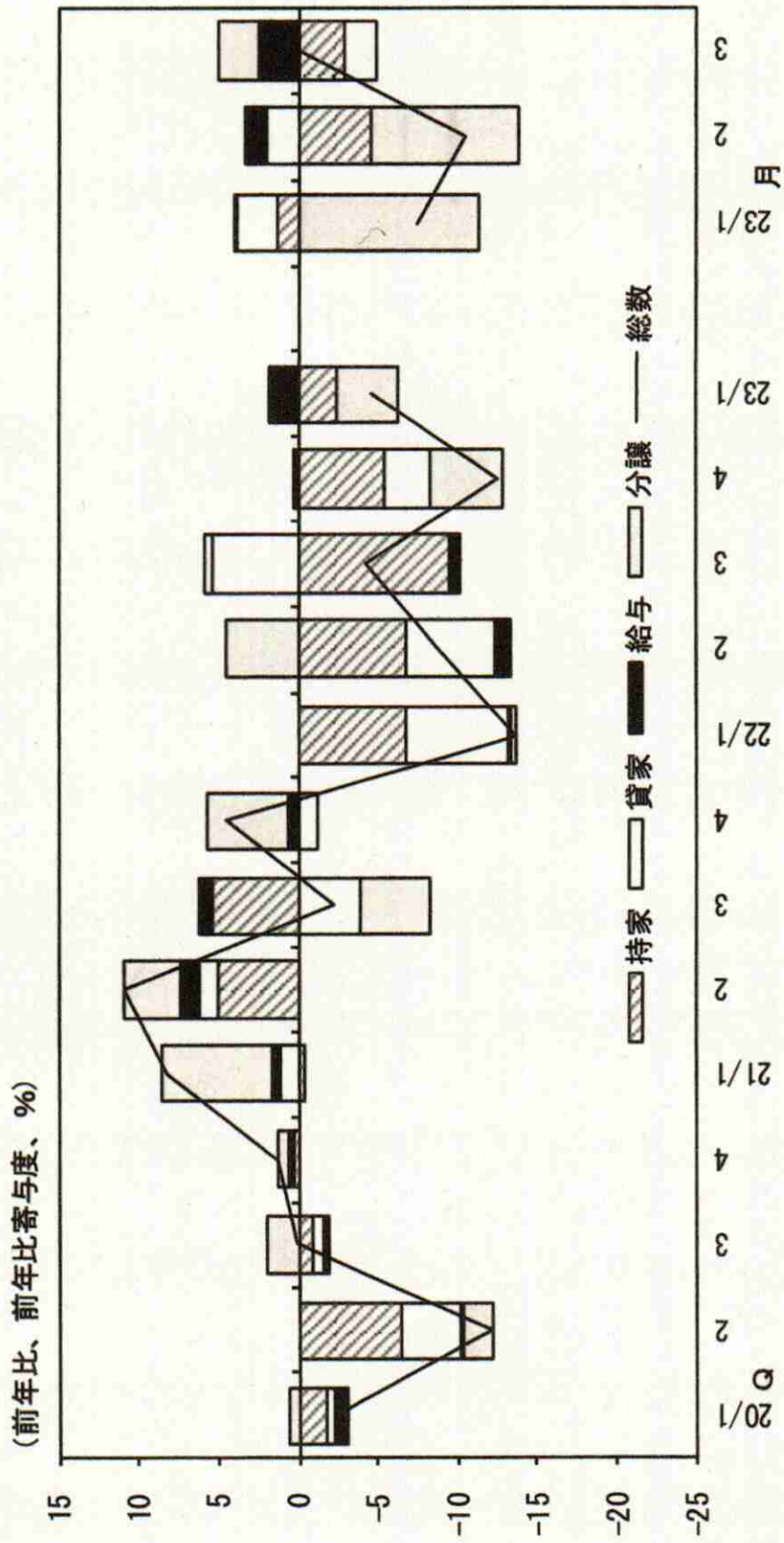


(注) 外国人入国者数の直近月は速報値

(出所) (公社) 北海道観光振興機構「輸送機関別来道者数」、出入国在留管理庁

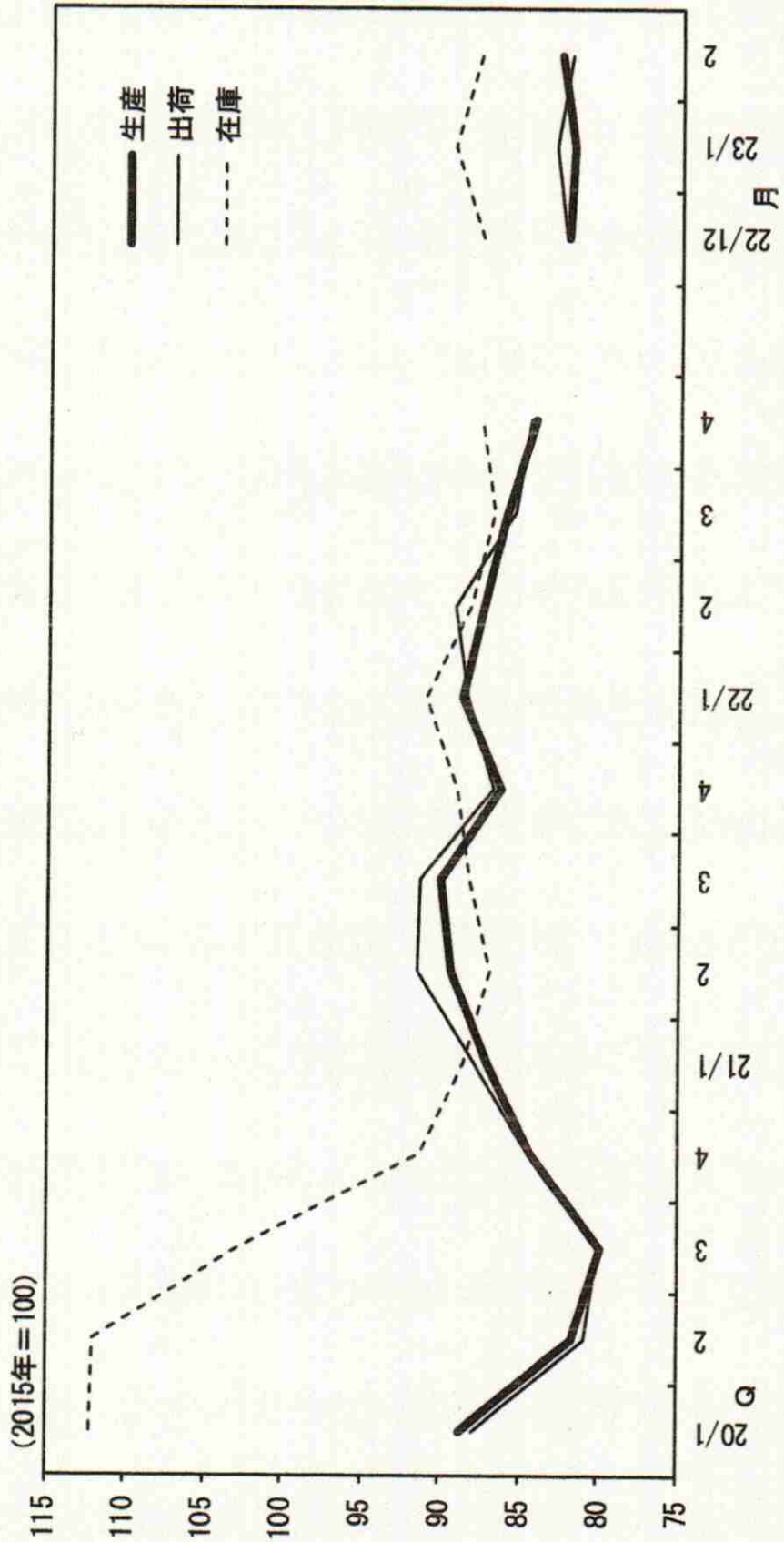
[住宅投資]

利用關係別・新設住宅着工戸数



[生産]

(1) 鋳工業指数 (季節調整済)

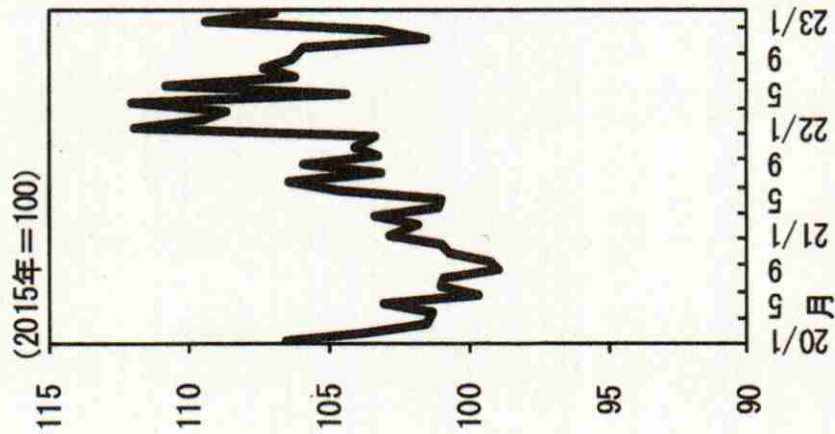


(注) 直近月は速報値
(出所) 北海道経済産業局

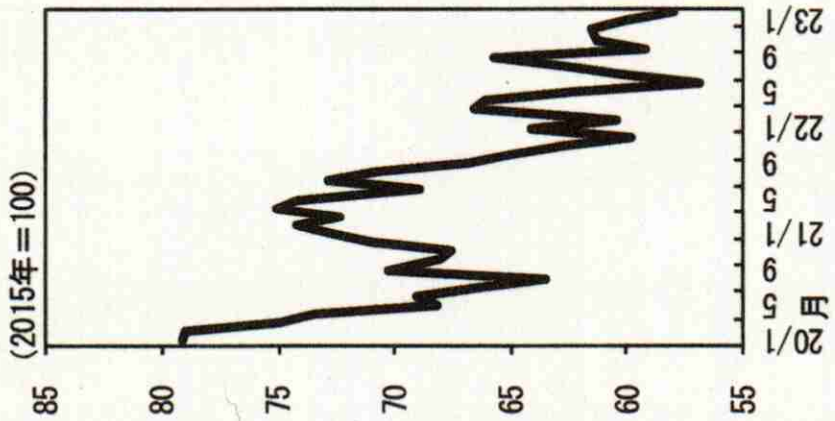
[生産]

(2) 業種別・鉱工業生産指数 (季節調整済)

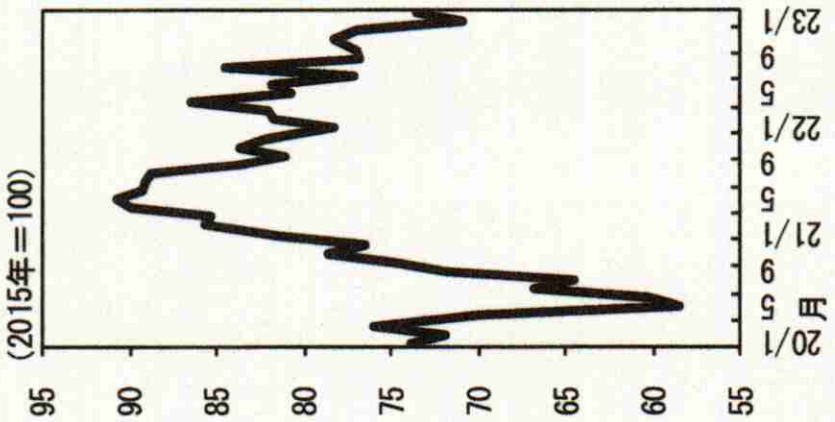
<食料品>



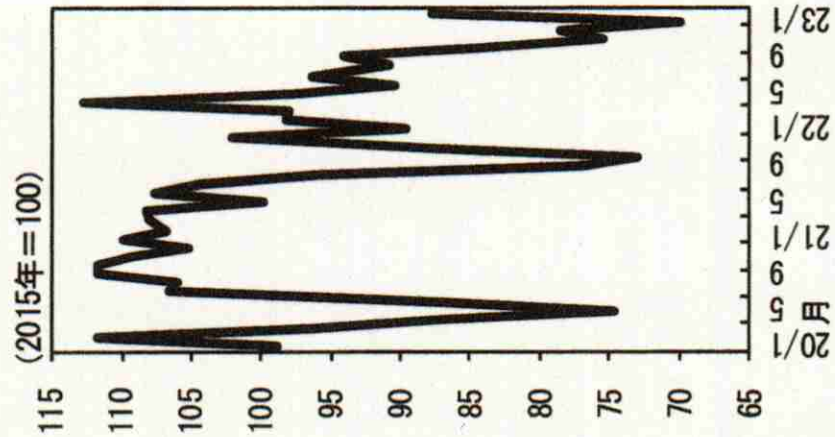
<紙・パルプ>



<電気機械>



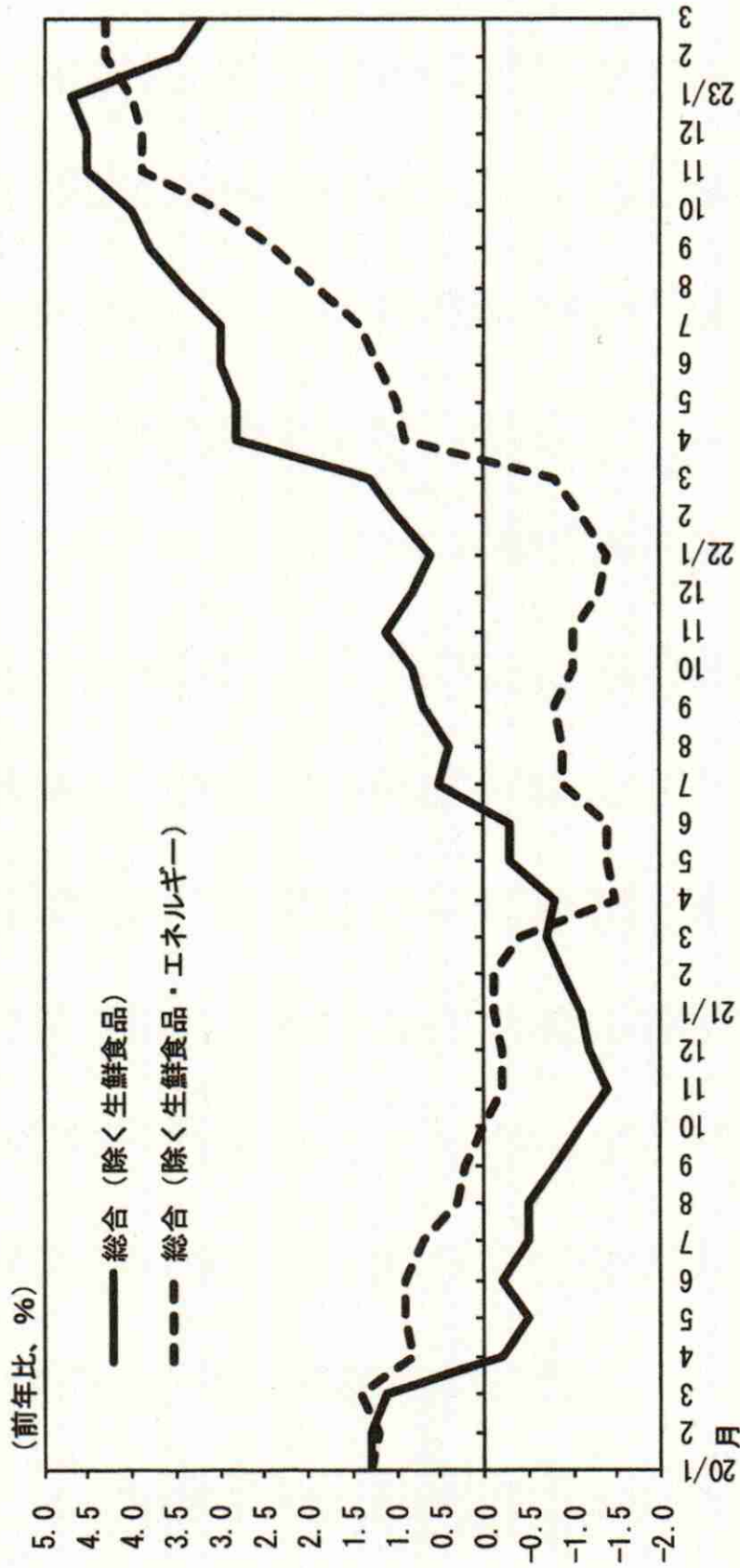
<輸送機械>



(注) 直近月は速報値
(出所) 北海道経済産業局

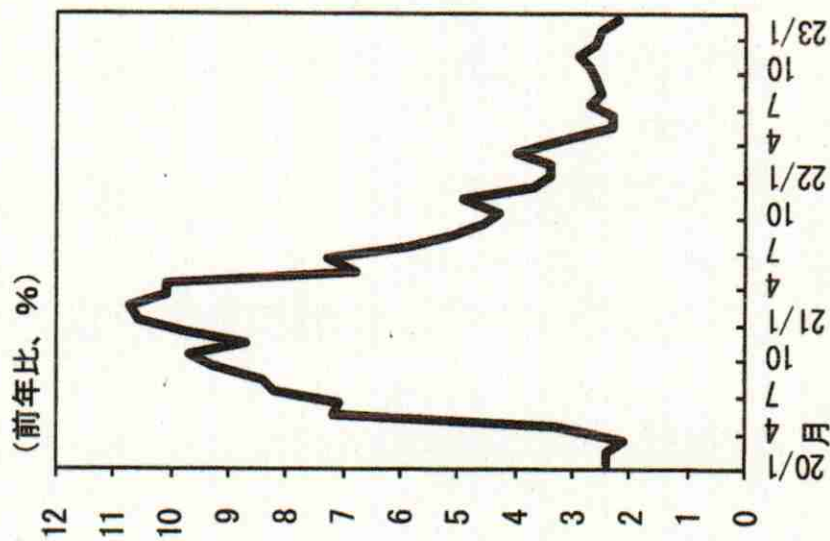
[物価]

消費者物価指数

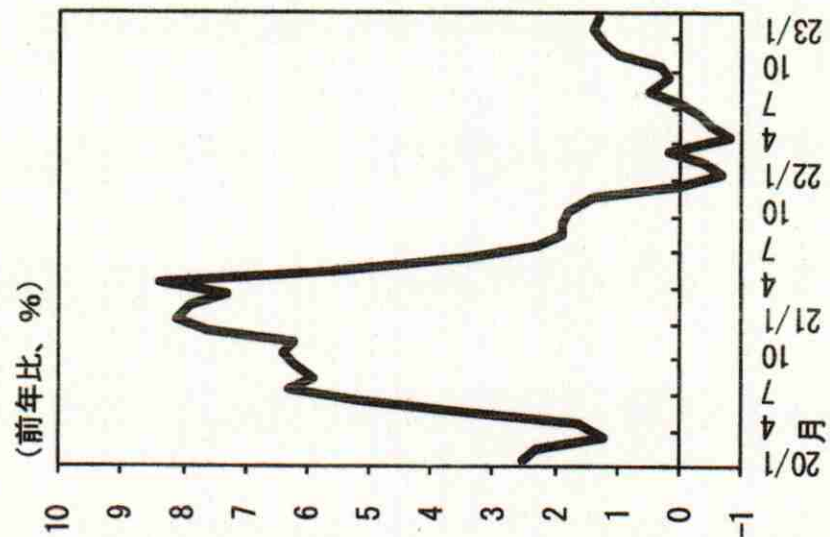


[金融情勢]

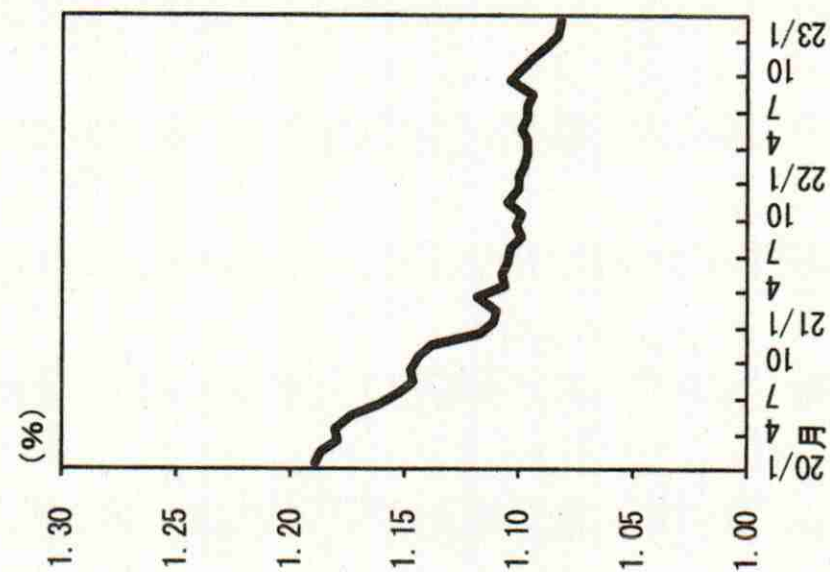
(1) 実質預金



(2) 貸出金



(3) 貸出約定平均金利



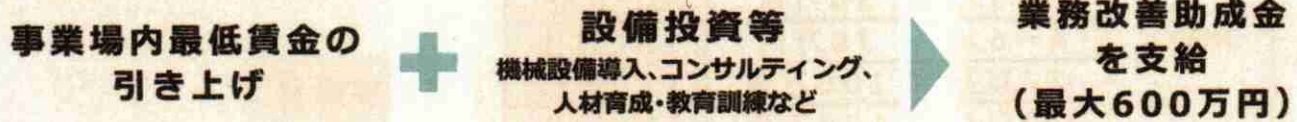
(注) 1. (1)、(2) は末残ベース。
2. (3) は総合・ストックベース。

(出所) 日本銀行札幌支店

※申請期限：令和6年1月31日
 (事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) 事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

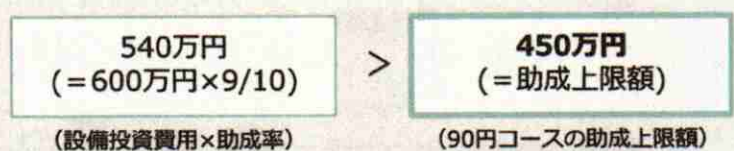
助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円



➡ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

＜生産性向上に資する設備投資等＞

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



＜関連する経費＞

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

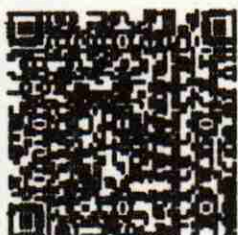
この集、高機能中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を再構築し、賃金の引上げを行った事例をまとめた。

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 (全初4巻) [PDF形式: 7.312KB]

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 (全初3巻) [PDF形式: 9.625KB]



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業種別】【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と背景
利用者の増加に備え、巡回や介助の効率化を図る必要があった。また、従来の福祉車両は走行距離が長く、燃費が高かった。また、福祉車両が小さく、狭い道の場所によっては通行できなかった。そのため、業務改善による業務効率化を検討した。

実施経緯
利用者の増加に備え、巡回用のモニターで確認でき、約10km/hの速度で走行可能な福祉車両を導入した。また、巡回用の福祉車両を導入し、巡回や介助の効率化を図る。また、福祉車両が小さく、狭い道の場所によっては通行できなかった。そのため、業務改善による業務効率化を検討した。

効果
福祉車両の導入により、巡回や介助の負担が軽減された。

実施効果
福祉車両の導入により、巡回や介助の負担が軽減された。

効果
福祉車両の導入により、巡回や介助の負担が軽減された。

地域生活者のきつかけ 県の介護事業担当部署からの **95**

生産性向上のヒント集 検索

事例3 スチームコンベクションオーブン[®]の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入しました。

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく働きたい

導入前 **導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

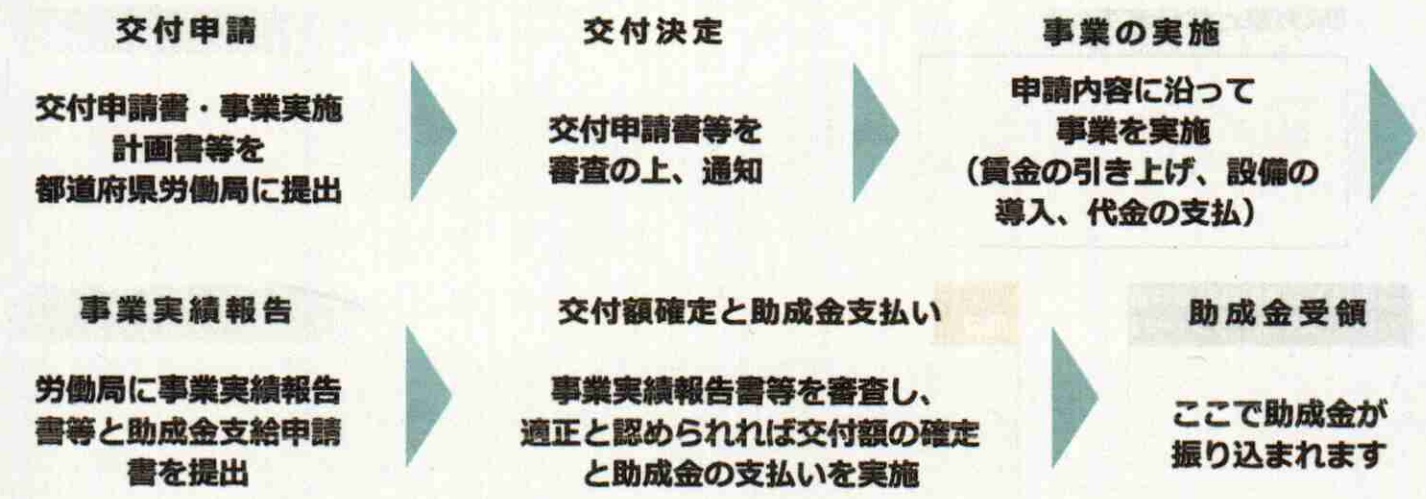
実施内容
スチームコンベクションオーブンの導入により、大割増の調理が受け、調理人によるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

効果
生産量の増と調理工程の簡素化により生産性が向上し、6人の従業員の総報酬（事業場内総賃金）を50万円増した。

助成金活用のきつかけ 高工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間あたり 所定内給与額(円)	A県	1時間あたり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE > ● 本社所在地: 東京都台東区駒形
企業プロフィール > ● 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE > ● 本社所在地: 長野県岡谷市
企業プロフィール > ● 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1
業務改善助成金

2
キャリアアップ
助成金

3
働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、
専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます!

98

お申込みは
こちら >





厚生労働省 北海道労働局

本事業は、厚生労働省 北海道労働局から株式会社東アリーガルマインドが受託し実施する事業です。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

働き方改革 お手伝いします!

社員の賃金を
見直したいけれど、
利用できる
助成金はある?

テレワークを
始めたいけれど...

パワハラ対策って、
具体的に何を
すればいいの?

パートやバイトにも
正社員と同じ
手当が必要?

建設業も、労働時間の
規制が厳しくなる
って聞いたけど...

ご相談無料

社会保険労務士など
専門家がサポートします!

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する
お悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

専門家による企業訪問

ご相談無料

事業所を最大6回まで
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催、セミナー講師派遣

お問い合わせ先

北海道働き方改革推進支援センター

[厚生労働省北海道労働局委託事業]

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33リープロビル3階
(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅地下歩行空間9番出口徒歩1分)

通話無料
フリーコール

0800-919-1073

(9:00~17:00/土・日・祝日を除く)

FAX

011-206-8365



北海道働き方
改革推進支援
センター

E-mail: hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com URL: <https://hatarakikatakaijaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

お申し込みは **99** をご覧ください

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

企業相談 FAX申込書

会社名					
業種					
住所					
TEL					
従業員数					
担当者名 (部署・役職含む)					
<input type="checkbox"/> 企業訪問	希望日 <small>※新型コロナウイルス感染症予防のため、来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。</small>	第1希望	月	日	時~
<input type="checkbox"/> センター来所		第2希望	月	日	時~
		第3希望	月	日	時~
ご相談内容					
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法について <input type="checkbox"/> その他（					
<input type="checkbox"/> 助成金について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について <input type="checkbox"/> ハラスメント対策について)					

相談事例

印刷業

相談内容

就業規則が昔作ったままの状態に改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。

①

専門家の支援

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスを行った。何回か情報交換を繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

②

支援後の効果

最初はどこから手をついたらよいかわからない状態であったが、情報交換や知識の提供を行っていくうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。

製造業

相談内容

年次有給休暇が取得しにくい社内制度で、社員から有給取得の申請がほとんどない状況となっている。その上、繁忙期、閑散期ともに残業時間も多い。

①

専門家の支援

有給休暇を取得しやすい制度改定と、閑散期の祝日の前後や合間に計画的付与を行うようアドバイスした。加えて、閑散期に週1回のノー残業デーを設け全社員に周知し、有給休暇の取得状況や、残業時間の削減状況を、「見える化」するようアドバイスした。

②

支援後の効果

年次有給休暇の申請制度改定と計画的付与の導入により、年次有給休暇を気兼ねなく取得できる空気感が社内に広がり、取得率が向上した。また、ノー残業デーを設けることで社員にも無駄な残業を行わない意識が高まり、年約45時間の残業が削減された。